

「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況
(全体版)

平成16年7月改訂

目次

I. 政・官の在り方	1
II. 外務省職員の意識改革	2
III. 人事制度の再構築	5
IV. 秘密保持の徹底（秘密保全体制の抜本的見直し）	12
V. ODAの効率化・透明化	13
VI. 外務省予算の効率的使用・透明性の確保	15
VII. NGOとの新しい関係	17
VIII. 広報広聴体制の再構築	19
IX. 大使館などの業務の見直し	22
X. 政策立案過程などの透明化	26
XI. 危機管理体制の整備	29
XII. 政策構想力の強化	31
XIII. 事務の合理化	34

< 本資料の見方 >

左側の枠には、平成14年8月21日に策定した「行動計画」の各項目を示す。

右側の枠は、「行動計画」の各項目に対応する改革の進捗状況を示す。



I. 政と官の在り方

平成 14 年 7 月 16 日の閣僚懇談会における「政・官の在り方」に関する申し合わせと「変える会」最終報告書を踏まえつつ、外務省として以下の措置をとる。

1. 文書作成義務 【平成 14 年 9 月 1 日着手，同年 10 月末までに実施】

文書管理規程を改正し、次の 3 類型に関する国会議員からの意見提出について、文書化する。その際には、省員側の応答も記録する。作成した文書については、閣僚懇談会申し合わせのラインで確認を行い、内容確認は、下記 2. の政務本部を通じ行う。（内容確認の際に政側と官側で意見が異なり、最終的に意見の調整が見つからない場合には、両論併記として保存する。）

- 採用・昇任等の人事管理
- 許認可・補助金交付決定等の事務事業
- それ以外の政策・施策に関する意見提出のうち、大臣の事務統括権限に支障が生じ得るもの。

【国会議員からの意見提出について文書化実施】

「行動計画」に示した 3 類型の事項について、文書化することとし、文書管理規程の改訂案を作成・省内周知した。
作成した文書の内容確認（クロスチェック）については、行政府の一員として、閣僚懇談会の申し合わせと整合的な形で対応する。
国会議員等と接触した際の大臣等への報告及び対処ぶり決定のためのフォーマットを作成した。

2. 政務本部の設置 【平成 14 年 10 月末までに設置】

以下の通り、大臣指示の拡充等の措置を講じ、国会や政党（特に部会）との連絡をはじめ政務関係事務の担当を明確にする。

- 大臣を本部長とし、副大臣・政務官と次官等からなる政務本部を設置する。
- 副大臣は国会や政党との連絡事務等を統括する。
- 政務官は、副大臣の統括の下、政務補佐要員（現在の国会担当の官房審議官・参事官，条約局審議官，官房総務課国会班）とともに国会や政党との連絡事務に参画する。
- 副大臣主宰で政務官と官房長等の事務方との連絡協議を定例化する。

【平成 14 年 10 月 31 日に政務本部を設置】

平成 14 年 11 月 11 日に連絡協議第 1 回会合を開催（副大臣主宰）し、以後、可能な限り毎週 1 回、同連絡協議を行い、省内政治レベルと事務レベルが連絡を密にし、国会対応等にかかる協議を行っている。

II . 外務省職員の意識改革

1 . 外務省職員に対する「使命」感の付与【直ちに実施】

外務省研修所における新入省員研修、首席事務官研修、外部からの出向者をも含む在外赴任前研修等、あらゆる研修機会を活用して、外交業務に携わるに当たった使命感を徹底する。

本省各部局においてもそれぞれの部局が積極外交を推進し、国益を推進する上で期待される役割につき、各局長の責任で職員の指導を徹底する。

在外公館においては、我が国の国益増進の最前線に立っているとの認識の下、館長自らが陣頭指揮に当たるとともに、館長が責任を持って館員を指導し在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制を作る。

この関連で、外務省員行動規範を定め、徹底する。

【各種研修の強化・拡充】

各種研修の機会を活用して、職員が外交に携わる者として能力を不断に磨き、自覚と責任を持って行動するよう指導することにより、使命感の徹底を図った。

- ：首席事務官研修（平成 15 年度は 8 月 27 日～29 日実施。平成 16 年度も 8 月 25 日～27 日実施予定。）
 - ：在外公館赴任前研修（平成 14 年以降、平成 15 年度末までに 8 回実施。平成 16 年度も第 1 回を 8 月 9 日～10 日、第 2 回を 9 月 15 日～16 日実施予定。）
 - ：第 5 部研修（各省庁からの在外公館への出向者）（平成 15 年 9 月 3 日～12 月 19 日実施。平成 16 年度も 9 月 6 日～12 月 19 日実施予定。）
 - ：在外公館次席研修（平成 15 年 1 月 15 日～17 日実施。平成 16 年 1 月 20 日～22 日実施。）
 - ：第 2 部・3 部前期・後期研修（在外研修前の I 種・専門職職員）（後期研修を平成 16 年 3 月 1 日～6 月 11 日、前期研修を 4 月 1 日～5 月 7 日実施。）
 - ：第 4 部研修（新規採用の種職員）（平成 16 年 5 月 6 日～6 月 8 日実施。）
 - ：外交実務研修（地方公共団体からの出向者等）（赴任前研修を平成 15 年 12 月 10 日～11 日、初任研修を平成 16 年 4 月 7 日～9 日実施。）
 - ：警備対策官研修（平成 16 年 1 月 5 日～2 月 26 日実施。）
 - ：秘書業務研修（平成 15 年 11 月 12 日～14 日実施。）等
- 外務省員の意識改革に関連し、「使命感」の付与、外務省員行動規範の徹底のみならず、外務省に望まれていることを考える機会を提供すべく、新入省員研修の一環として各界民間有識者による講義を増やした。（平成 16 年度 4 講義。）

【研修以外の措置】

省内における幹部会等の機会を活用して、外務省員に期待される役割につき周知・徹底を図るとともに、国益を守る強靱な外交を推進できるよう体制の整備に努めている。

館長による在外公館館員の指導については、日々の在外公館との連絡の機会や在外公館長会議等を活用して、徹底するよう促している。

【外務省員行動規範の策定・携行】

外務省員行動規範の徹底については、省内 LAN インフォメーション・ボードへの掲示及び訓令等を通じて本省及び在外双方において周知している。

改革の方向性：意識改革の更なる推進のための研修の強化・拡充

省員の知識・技術を伸ばす研修のみならず、省員の意識改革を図るための研修も重要な研修の核と位置づけ、特に外交政策の立案の要である中堅職員を対象とした研修を充実させるべく、課室長クラスを対象とするメンタルヘルス講座の実施、在外公館次席研修の実施のあり方の見直し等の具体的措置をとってきたところであるが、引き続き検討を重ねていく。

研修ニーズを的確に把握するための調査を一層充実し、合理化を含め研修プログラムの不断の改善に努める。

2. 在外公館の対応の改善

(1) 在外公館の対応についての外部アンケート調査

【平成14年9月着手、同年12月末までにとりまとめ完了】

平成14年度中に一部の在外公館について、在外公館に対する意見や要望につき、在留邦人よりアンケート調査を試験的に実施し、今後の業務に活かす。その結果を踏まえ、必要であれば来年度以降もこれを継続する。

【在外公館の対応についての外部アンケート調査】

対日本企業支援のアンケート調査については平成15年4月15日に発表。在外公館に対しては、アンケート結果を踏まえて現地日本企業との意思疎通を一層緊密化するよう指示した。
それ以外の項目についてのアンケート調査については、平成14年12月上旬、在外19公館にて実施。約1,500通を回収。結果を平成15年4月15日に発表。各館個別のデータ・意見を各公館に送付し、今後の業務に活かすよう指示した。
在外公館に四半期ごとに企業支援実績報告を求め（平成15年7月下旬第2四半期以降）在外公館の参考に供し、もって企業支援充実を図るための資料として、報告を編集、とりまとめるとともに、その概要を対外的にも公表することとした。

(2) 在外公館窓口業務体制の改善 【実施中】

窓口時間の延長を実施済み。引き続き上記(1)のアンケート調査結果を踏まえ、一層の改善を図る。

【在外公館における領事業務の改善】

本省及び在外公館領事部の窓口時間延長については在留邦人より好評を得ている。
(本省については、平成13年10月より9時から17時まで対応。在外公館では、現在170公館以上で午前9時以前より受付開始。)
領事窓口対応の向上を目的とした「領事窓口担当者会議」を、平成14年については、米国、ブラジル、英、独、仏において開催した。更に、平成15年度は、豪州において大洋州地域の11公館の窓口担当者を招集し開催するとともに、中国においても、在中国公館の窓口担当官を集めて実施した。平成16年度は、8月にアジア地域を中心に開催する予定。

→ こうした措置を通じた窓口対応の改善は在留邦人からもその変化を評価する投書が寄せられるなど一定の成果を出しているものと認識している。今後とも予算の執行状況を踏まえつつ、その実施を前向きに検討していく。

(3) 大使、総領事等の領事事務への従事

平成14年夏より若手種・専門職職員を語学研修終了直後から、約1年間在外公館において領事事務に従事させている。【実施中】

大使、総領事などの在外公館幹部についても、領事事務への監督責任を改めて明確にし、領事出張サービスなどにも参加させる。

【平成14年9月より実施】

【若手I種・専門職職員の領事窓口業務従事】(平成14年度より)

平成14年夏より開始した若手種・専門職職員の領事事務従事は、開始時の実践的な研修と併せ実施している。具体的な領事事務に携わることを通じ、領事事務に習熟するとともに、意識改革の面で大きな成果があると認識している。対象公館については、レビューを実施している。また、平成15年夏より新たに館務に就いた若手種・専門職職員についても、シンガポール他4公館において研修を実施した後、一定期間領事事務に従事しており、若年職員の意識改革に大きく貢献している。本年度よりは、従事すべき具体的事務を特定した上で新たな配慮が開始されている。

【在外公館幹部の領事事務への関与促進】

平成14年9月、在外公館に対し訓令を発出し、種々の機会をとらえた在留邦人との積極的な接触、館内コミュニケーションの強化や緊急事態における館内役割分担の明確化やシミュレーションの実施等緊急時の体制構築、及び館幹部の領事出張サービスへの参加励行等を指示し、公館幹部の役割と責任を明確化した。その結果、在外公館からは、公館長等幹部が、例えば現地日本人会や日本人学校等の各種行事に参加する等在留邦人との積極的なコミュニケーションを図っていると共に、必要に応じ任国(地)政府関係機関に対する邦人保護や活動環境整備等の申し入れを行っている、更には、館員の出張や邦人の集まる様々な機会を捉え領事出張サービスが積極的に実施されている等の報告が寄せられている。

3. 在外研修員に対する外交旅券の付与の廃止

【平成14年9月付以降の発令者より実施】

在外研修員に対する外交旅券の付与は、原則として廃止する。

【在外研修員に対する外交旅券付与原則廃止】

在外研修員に対する外交旅券の付与は、原則として廃止することとした。（ただし、派遣対象国45ヶ国のうち6ヶ国については、外交旅券の廃止により研修の実施に重大な支障を来すおそれがあることから、廃止の例外とした。）

4. 法令の遵守（公務員倫理法・同規程及び現地法令の遵守・尊重）

国家公務員倫理法・倫理規程の遵守及び在外公館における現地法令の尊重について、省員に改めて周知徹底する。【直ちに実施】

【国家公務員倫理法・倫理規程の周知徹底】

在外赴任前研修の機会等を活用したケーススタディによるきめ細かい指導、法令上必要な手続きに関する省内回章及び在外公館向け公電の毎月発出等を通じて倫理法、倫理規程の周知徹底を図っている。また、在外公館に対し、国家公務員倫理法、倫理規程の遵守及び現地法令の尊重を求める訓令を発出するとともに、「国家公務員倫理教本（三訂版）」を本省勤務の全職員及び全在外公館に対して配布。人事課ホームページを開設し、倫理法・倫理規定を含む服務関連規則等の省員への周知徹底を図っている。

5. 言葉遣いと夫人間の関係

在外公館において、館員の配偶者の果たすべき役割は重要であるが、配偶者間に上下関係がないことを再確認する。また、職員の言葉遣いの改善についても改めて周知徹底する。【直ちに実施】

【配偶者の役割等についてガイドライン作成】

上記在外赴任前研修の機会等を通じ、館員配偶者の間には、上下関係がないことを再確認している。また、館員の配偶者が種々の在外公館の活動に積極的に参加することは、わが国の外交活動との関係からも重要な意義を有するところ、配偶者の役割等についてのガイドラインを作成し、全在外公館に送付し、その周知徹底を図っている。平成15年10月には、同ガイドラインの改訂を行い、全在外公館に改めて送付した。また、在外公館赴任者にも配布している。

III . 人事制度の再構築

1 . 競争原理の徹底・職員の淘汰

(1) 種職員の自動的な昇進の廃止【直ちに実施】

種職員の大半は、これまで特段の事情が無い限り、ほぼ同期一律で11級まで昇格してきたが、今後は、これを廃止し能力本位の原則に基づき、より厳しい昇格審査を行う。特に、11級及び10級への昇格については、原則として特定の管理職ポスト(11級については重要課長相当ポスト、10級については課長相当ポスト)への昇任を条件とする。(本省の課長相当ポストに昇進しない者については、9級までで昇進がストップすることになる。)

その過程で10級に昇格しなかった職員について、その後の研鑽如何では昇進する可能性(セカンド・チャンス)を残し、組織の活性化を図る。

【競争原理の徹底】

種職員の10級への昇格につき、課長相当ポストへの昇任を条件とする等、明確な差が認められる運用とすることとした。

昇格審査の結果10級に昇格しなかった職員に対するセカンドチャンスについては、実際の人事運用の中で実施中。

(2) 専門職、種職員のキャリア・パス(異動・昇進コース)【直ちに実施】

専門職職員は、地域専門家あるいは軍備管理や環境、テロ、貿易などの専門家として養成され、活躍することが期待されている。キャリア・パスを設け、今後、一層その能力を活用するため、成績優秀な者については大使館の政治部長等のポストへの任用等を積極的に行っていく。また、特定の専門分野に加えて管理能力も備えていると認められる職員については、若いうちから首席事務官等のポストに任用し、訓練を施し、大使・総領事や本省幹部への昇進の機会を積極的に設けていく。

種職員についても、誇りを持って仕事に励みうるような体制づくりを行う。具体的には、会計、情報通信(IT)、領事、総務・渉外等、主に四つの分野で専門家を養成し(但し、この四分野に限るものではない)、語学を含めた研修を強化する。

また、本省では係長や課長補佐、更には室長、在外公館では管理部長や情報通信部長などの地位に昇進させ、特に優秀な者については公館長にも抜擢する。

【人事当局の体制整備】

人事課において専門職職員の人事をきめ細かく見られるよう、担当者を1名増員し、計3名体制とした。

特定の専門分野に加えて管理能力も備えていると認められる専門職職員については、若いうちから首席事務官等のポストに任用していくことについては、実際の人事運用の中で実施中。

人事課において種職員人事をきめ細かく見つつ、種職員がキャリア・パスを築けるよう、担当者を3名増員し、計5人体制とした。

平成16年3月には、試験資格に囚われないポストへの配置を「抜擢人事制度」とし、抜擢の基準、選考手続き、処遇等について省内に広く周知した。

平成15年8月には、特定の国・地域及び分野に関する優れた資質を備えた専門家15名を第一期「専門官」として認定し、処遇の改善を含め、専門性を更に向上させる一助とした。平成16年度も第二期「専門官」を12名認定予定(8月1日)。

(3) 大使の任用

適材適所の原則の下、最適の人材を大使に任用するため、省内での競争を強化するとともに、省外からの適材の発掘に努める。【直ちに実施】

大使任用に当たっては、厳格に能力・資格を審査すべきであり、種職員については、本省の課長ポストを経験しなかった者は原則として大使に任用しない。(注：本省の課長ポストには、中央官庁の課長は含まれる。)

【直ちに実施】

外務省専門職職員からの大使任用に当たっても、同様に厳格に能力を審査するが、「変える会」最終報告書の提言(経過措置として大使ポスト2割程度を専門職)に沿って、管理能力を備えた優秀な専門職職員については、課長相当ポストを経験させた上で、これまで以上に積極的に大使に任用する。【直ちに実施】

課長等の中堅職員についても、能力・適性に依拠して大使に任用する。【直ちに実施】

外部の有能な人材の大使任用については、平成14年2月以降、今夏までに、本省幹部及び大使等に外部の有能な人材10名を任用する方針を明らかにし、実績を上げてきているが、今後、最終報告書の提言(「目安」として今後3年以内に主要国を含む大使ポストの概ね2割に外部の有能な人材を任用)に沿って、これまで以上に積極的に外部人材の大使任用を行う。【直ちに実施】

【専門職及び外部人材の大使への任用】

大使については、外部からの人材の任用と専門職からの任用の双方について、最終報告書の内容に沿った人事運用を行うこととしたほか、種職員については、本省の課長ポストを経験しない者は今後原則として大使に任用しないこととした。

⇒ 「行動計画」策定後、新たに専門職・種職員については16名、外部人材からは12名を大使(全122ポスト中)に任命した(平成16年7月23日現在)

【外部人材の積極的起用】

本省・在外の幹部ポストに民間人等を起用する際の基準を他省庁に先駆けて策定。

⇒ 平成14年4月以降、本省幹部及び大使を含む在外公館幹部に外部から29名を起用した。(平成16年7月23日時点での外部からの本省幹部・大使等は計27名)

改革の方向性：大使の人的体制の強化・外部人材の積極的起用

大使の人的体制は、「行動計画」に示された目標に向けて着実に前進・強化されてきており、今後ともこのような努力を継続・促進していく。

外務省の多様な組織文化を育てていくために、今後とも引き続き、有能な外部人材の起用に努めていく。

(3) 大使の任用(続)

外部の有能な人材の大使任用の過程で、「本省・在外の幹部ポストに民間人を起用する際の基準」の見直しを行う。

【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

「変える会」最終報告書の趣旨を踏まえ、「大使人事選考委員会」を設ける。(同委員会の構成及び具体的役割について早急に検討し、結論を得る。)

【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

【外務人事審議会における大使人事選考業務の開始】

平成15年4月までに所要の政令改正を了し、外部人材の発掘・審査など外務人事審議会の所掌事務を拡大した。これに伴い、新たな委員を2名増員することにより、同審議会の体制を整備し、既に、大使任用候補者の適性審査の業務を開始しているが、適材適所の原則を実質化する上で、有効に機能してきている。

同審議会が、新たな業務を適切に行っていくための一助として、今般、大使が果たすべき役割(ジョブ・ディスクリプション)を明文化した。

改革の方向性：外務人事審議会における大使人事選考業務の実施推進

外務人事審議会がその新たな職責を十分に果たしていけるよう、外務省として同審議会のサポート体制を引き続き整備していく必要がある。

同審議会の大使人事選考業務が進む過程において、審議会のメンバー構成や個々の委員に期待される役割について見直しを進めて、審議するテーマ等に反映している。

外務人事審議会においては、大使人事選考業務を行う中で、「本省・在外の幹部ポストに民間人を起用する際の基準」についても議論を行なっている。

大使の業績について、その活動実績について厳格な評価を毎年行い、下からの評価とあわせ、総合的に判断し、その後の人事に反映させる。【直ちに実施】

また、3年後に大使人事の運用状況の検証を行う。【3年後（平成17年）に実施】

評価方法は、「変える会」最終報告書の提言をベースとして更に詳細を詰める。

【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

大使の任期については3年を一つの目処とし、任国の事情や業績を見つつ判断する。

【直ちに実施】

省外から大使を任用する際には、研修及び事前ブリーフィングを含め必要な支援体制を整える。【直ちに実施】

【大使の業務実績評価等】

大使の業務実績評価及び勤務評定については、人事当局の判断に加え、本人の自己評価及び所管局長による業績評価も併せた新たな制度を導入し、平成15年度より実施している。なお、平成9年から実施している「在外公館勤務状況調査」には、従来、在外公館幹部に対する館員からの評価に関わる情報も含まれているが、今般、調査等の項目を見直し、下からの評価としての機能を一層充実させた。

【大使任期】

「行動計画」に示した方針を実際の人事運用の中で実施中。

【省外からの大使任用の際の支援体制】

在外赴任前研修において危機管理等につきケーススタディによるきめ細かい研修を実施している。また、赴任前に任国情勢等について関係各課より省外からの大使に対して個別に入念なブリーフを実施している。

（4）大使の再就職 【直ちに実施】

特別職である大使の再就職について、国家公務員法第103条及び人事院規則「営利企業への就職」に規定された基準を準用する。

【大使の再就職の基準】

一般職の国家公務員に適用される基準の準用を制度化すべく、「特命全権大使等の営利企業への再就職に関する訓令」を策定し、平成14年12月1日より施行している。

（5）国際機関への出向、外部との人事交流の拡大 【直ちに受け入れ側との間の協議を開始】

国際機関への出向の増大や各省庁、地方自治体、民間企業との人事交流など、今後さらに外部との交流を進める。この交流に当たっては、若手職員クラスから幹部職員まで幅広い交流の促進を図る。また、将来的には、課長昇進前には国際機関への出向ないしは他省庁等への出向を経験するような人事政策を行うべく、今後、ポストの拡充を図る。

その一環として、毎年10名目標に、若手I種・専門職職員を地方自治体に出向させる。

【国際機関への出向促進、外部との人事交流の拡大】

国際機関への出向の増大や各省庁、地方自治体、民間企業との人事交流などについては、実際の人事運用の中で実施していく。

平成16年7月現在、3名を地方自治体に派遣中。

（6）事務次官ポストの在り方 【直ちに実施】

事務次官は省の事務方の最高ポストであり、その任期については、ある程度長期にわたることが望ましく、少なくとも当面は改革の重要性に鑑み、その任期について3年を目途とする。事務次官の退任後、大使に任用するか否かについては、あくまで適材適所の観点に立ち、公正・厳格に判断する。

【事務次官ポストのあり方】

事務次官ポストのあり方については、外務省の意思決定プロセス、大臣のサポート体制を含め、外務省改革を進める過程において、引き続き注視すべき重要なポイントの一つである。今次改革においてまず求められているのは、大臣を中心とした意思決定プロセスの強化であり、事務次官ポストのあり方についても、外務大臣のリーダーシップの下、「行動計画」に示された方針を実施していく。

2. 公平性，客観性，透明性，予測可能性のある人事制度の確立

(1) 公募制の拡充 【直ちに検討着手，平成14年12月末までに作業完了】

平成14年8月に行われた初めての公募制に基づく人事異動の結果(注)を踏まえつつ、今後も公募制の対象ポストをさらに拡充し、実施方法についても公募条件の緩和等、より多くの職員が公募に応じられる方向で改善する。(注：8月1日に発表された省内公募の結果、計21のポストに応募者が任用され、その中には専門職職員の本省課長への任用も含まれている。)

【公募制の拡充】

平成15年度省内公募制では、本省・在外を含む100ポストを対象に実施することとし(前回公募ポストは50)、その実施にあたっては公募要件(現部署での在職期間の短縮、応募資格等級の引下げ等)を緩和した他、一部の療養地ポストと先進国ポストをパッケージとする等して、より多くの職員が公募に応じられるように配慮した結果、平成14年12月から平成15年3月末までに71ポストに対して185件の有効な応募があり、うち41ポスト43名につき応募者の中から適任者が選考された。平成16年度についても、引き続き、本省・在外計100ポストを公示し、現在適任者の選考を進めており、8月1日に結果を発表する予定である。

(2) 評価制度の改善 【直ちに検討に着手，平成14年12月末までに作業完了】

平成13年初めて実施された部下から上司への評価制度について、平成14年の実施結果を精査し、評価者、被評価者の範囲及びその形態の見直しを含め、その拡充を図る。また、自己研鑽を奨励するため、研鑽の成果を人事当局に提出、その成果を人事評価の要素とするなどの措置をとる。

【管理者評価制度の改善・拡充】

平成13年度初めて導入・実施された管理者評価(部下による上司の評価)については、平成14年度の実施にあたり、評価者を入省8年目以降から入省5年目以降に拡大するとともに、被評価者の範囲を現行の課長までより局長までへ拡大することとした上で実施した。また、より効率的な評価実施のため、省内LANを利用した電子システムを導入した。平成15年度についても、同じシステムを利用して引き続き実施し、極めて高い評価実施率を達成した。

(3) 特定語学研修職員に関連する人事配置 【直ちに実施】

大使館や地域局課の人事配置について、特定語学研修職員とそれ以外の職員とをバランス良く組合せるとともに、同一語学職員だけで特定ポストが固定化されることのないようにする。

【特定語学研修職員の人事配置】

「行動計画」の方針について、実際の人事運用において考慮している。

(4) 子弟の採用

現職職員の子弟の採用については、これまで子弟であるか否かに関わりなく、公正な試験により適材を採用してきたが、今後も引き続き厳正な選考を行う。

【厳正かつ公正な選考】

I種職員の採用については、子弟関係を配慮した採用があったのではないかとの疑念を外部から招いたことを踏まえ、職員の採用方針を更に明確にし、厳正かつ公正な選考を通じた職員の採用を行うことを徹底していくこととした。

3. 研修制度の抜本的強化

改革の方向性：研修の不断の改善

研修のニーズを的確に把握するための調査を一層充実化し、プログラムの不断の改善に努める。

(1) 在外赴任前研修【平成14年8月より実施】

より実務に直結した研修を管理職職員も含めた形で行う。その第一歩として、平成14年8月から在外公館長を含む在外公館赴任予定者に対して、危機管理を含む事項について集中研修を実施する。

【在外公館赴任前研修の新設】

緊急時対応を始め、在外公館業務に関する各種マニュアル等の内容の習得や応用問題への基本的な対応方法を身につけさせることを目的とし、在外赴任予定者等を対象にケーススタディ形式の在外公館赴任前研修を実施した。(平成14年度以降平成15年度末までに計8回実施。平成16年度も8月に第1回、9月に第2回を実施予定。)

参加者より、極めて有益であるとの声が支配的であることにかんがみ、今後もこのような研修を継続する。

【在外公館経済協力担当官に対する研修の拡充】

在外公館で経済協力を担当する者を対象とした国際的な開発問題や我が国のODAに関する2週間の研修コースを平成16年1月に実施し、40名が参加。本年度も平成17年1月に実施予定。

(2) 学位の取得，語学力の向上

入省後の在外研修は語学力の向上を主な目的としているが、主に英語圏の研修員については、学位取得(MA等)を原則とする。【直ちに実施】

種・専門職職員双方が英語とそれ以外の専門語を研修する制度に変更することの適否につき早急に検討する。【直ちに検討に着手、平成14年度中に結論】
また、公館長を始めとする在外赴任者が、自己の習得語学以外の国に赴任する際の語学研修を拡充する。【平成15年度予算要求に反映】

【省員の実力強化のための研修の拡充】

在外研修要領を改訂し、英語圏の研修員については、MA等の学位取得を原則とすることを明確に定めると共に、同要領に則り研修機関の選定を行っている。

外務省の業務には英語の能力が不可欠であるが、現在、I種・専門職職員には2~3年間の在外語学研修の機会が与えられており、非英語研修員については、夏期休暇中の英語習得のためのサマースクールへの参加等を奨励している他、在外語学研修後の夏期英語集中研修や語学通信添削等の機会も提供している。特殊語学研修者に対しては人事の運用にて英語圏に勤務させるよう更に配慮することとする。

非英語研修中堅職員のための英語研修を平成15年度に新設。平成16年度も引き続き実施し、上級及び中級レベルに計72名が受講中。受講者の多数が、語学力向上に効果があったと評価。

各省庁からの在外公館への各省庁出向者を対象とした第5部研修では、平成14年度より非英語研修員に対する英語研修を導入している。平成15年度も12月15日~19日に実施した。

参加者からは、非常に有益であったとの声が多数を占めたことから、平成16年度も実施形態に変化を持たせつつ、引き続き実施する方針である。

職員の専門語学力強化のため、平成16年度において、本省語学講習会の語学クラス数を5言語増加させた(25言語から30言語に拡大)。

(3) 職員の専門家能力向上のための支援【直ちに実施】

I種・専門職職員については、外交政策ペーパー（企画案）の作成や省員有志による勉強会への参画を奨励する。特に、専門職職員については、地域専門家あるいは軍備管理や環境、テロ、貿易など分野別の専門家としての能力向上のため、研究課題を各々に与え、研究会などの場で成果を発表する機会を与える。国際関係の講座のある大学で、それぞれの専門分野を活かして講師を務める等、大学その他の研究機関との連携を強化する。

【地域研究会の実施】

国際情報局主催でアジア、欧州、中南米、中東に関する地域研究会を実施中。また、「省内 LAN インフォメーション・ボード」にて幅広い参加者を積極的に募集している。

【外務省開発セミナーの新設】

国際的な開発課題や我が国の ODA に関する経済協力担当官に対する 5 日間の集中研修。第 1 回目を平成 15 年 8 月 4 日～8 日、第 2 回目を同年 12 月 8 日～12 日に実施。対象を各省庁の担当官にも拡大し、本年も 7 月ならびに 12 月の 2 回実施する予定。

【中間研修の強化】

職員の専門性向上の観点から、中間研修制度の効果的な運用を図ることとした。また、大学その他研究機関との連携を強化すべく、大学等と協議していく。

(4) 種職員の研修の拡充

【直ちに検討に着手、平成 14 年 12 月末までに結論】

種職員の語学力向上は緊急の課題である。このため、本省及び在外での研修の抜本的な強化を図る。

【種職員の研修体制整備】

新規に庶務主任となる種職員 50 名を対象として、庶務主任に期待される役割及び業務事項について研修する「新任庶務主任研修」を 7 月 7 日～9 日に実施した。

種職員の在外語学研修については、語学研修状況（含む、中間試験結果等）を可能な限り頻繁に報告させると共に、一般語学研修への官費補助、特殊語学研修手当等、既存の枠組みの更なる活用を奨励する訓令を発出済み。また中堅職員を対象とした在外語学研修を平成 15 年より実施し、本年度も 1 名選考した。

種職員の本邦での英語研修については、集中型として効率を高めることとし、入省 2 年目に行う期英語研修を平成 15 年度開始（11 月実施）。入省 3～4 年目の種職員を対象とした早朝語学研修では平成 15 年度より研修語に独語とポルトガル語を追加した。

平成 16 年度は、より一層の研修内容の充実に努める他、期英語研修を受講者が研修に集中出来るよう、2 週間合宿形式で 6 月～7 月に 2 回に分けて実施済み。

平成 15 年度より英語語学能力判定に TOEIC を導入。

(5) 研修中の名称【直ちに実施】

在外研修期間中、種職員と専門職職員はともに外交官補に発令する。

【在外研修中の名称】

現在在外研修中の専門職全員に対し外交官補の発令済み。

4. 人事にかかる体制の見直し

人事当局の体制を大幅に強化する。特に、最も人数の多いⅢ種職員について、より定期的かつ木目の細かい人事を行う体制を整備する。【直ちに検討に着手、平成15年度概算要求に反映】

地域調整官などシニアな専門職職員により大きな権限と責任を付与するため、現行の総務班制度の在り方を見直す。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

【人事当局の体制の強化】

人事当局の体制強化の一環として、平成14年12月より種職員人事担当者を従前の3人体制から5人体制とする等、よりきめ細かい人事を行う体制を整備した。

平成15年11～12月にかけて総務班制度の問題点と課題を整理の上、省内における意見聴取を実施した。とりまとめた回答を基に、基本的考え方を示した回章を配布した。各課においてとられた改革措置も取りまとめた。

5. 業務の合理化等

外務省の定員については、主要各国の外務省と比較しても少ない陣容であるので、増大する業務量に適切に対応するためにも、

(1) IT化及びアウトソーシングを進めるなどして業務の合理化を図る。
【直ちに実施、平成15年度予算要求に反映】

(2) 平成15年度以降の定員要求等を通じて、引き続き、定員の適正配置の推進を含め、人員面での体制強化に努める。
【平成15年度概算要求に反映】

【IT化の推進】

平成15年度中に策定した「e-外務省構築基本構想」を、平成16年度も引き続き継続・実施し、IT化を活用したより一層の業務・システム改革を推進。(XIII.1.参照)

【定員要求】

平成15年度要求の結果、政府原案において27名の純増が認められた。

平成16年度定員要求では、以下の2項目を中心に100名の増員が認められ、「新たな定員削減計画」による減員等を勘案すると、24名の純増が認められた。

海外における危機管理・邦人安全対策の推進(在外領事・警備等)

新たな課題への対応(FTA・イラク・北朝鮮・テロ対策等)

6. 休暇制度の見直し

休暇帰国制度等について、民間の制度・慣行を調査の上、見直し作業を行う。
【直ちに調査に着手、平成14年12月末までに結論】

【休暇制度の見直し】

休暇帰国については、従来60日となっていた上限を既に原則30日(但し、勤務・生活環境が厳しい一部の途上国は45日)に短縮している。また、健康管理休暇については、勤務・生活環境が厳しい一部の途上国において、民間企業の制度に準じて期間は短縮し、頻度を高くする方針に基づき、見直しを行った。不健康地の対象公館については、今後とも必要に応じて見直しを行う。

IV . 秘密保持の徹底（秘密保全体制の抜本的見直し）

1 . 包括的保秘対策の構築【直ちに実施】

各種情報活動に対する対策を構築する。
各種研修等の拡充を通じ全職員に保秘に対する指導・教育を徹底する。
保秘専門家を育成する。

【保秘マインドの周知・徹底】

保秘マインドを強化するため、館長・次席等に対する赴任前ブリーフ、在外公館査察・各種研修等において対象国の情勢等を考慮した上で、保秘対策の重要性を周知徹底している。

在外公館に対し訓令を発出し、館内会議や着任時のブリーフィング等の機会を捉え、館員の保秘マインド向上を図ると共に、在外公館に勤務する者が保持すべき共通認識を改めて周知徹底している。

保秘専門家を採用し、本省及び在外公館の担当部署に配置済み。

⇒ 今後は外務省職員の適任者を保秘専門家として、計画的、組織的に育成する考え。

2 . 以下の方針に基づく秘密保全規則の大幅改訂【直ちに検討に着手、平成 14 年 10 月末までに実施】

(1) 秘密（秘・極秘）指定区分の再定義

秘密指定区分は、情報公開法第 5 条（不開示情報 6 項目）と連携させながら再定義する。また、秘密指定区分上の位置づけが曖昧な「取扱注意」を廃止する。

(2) 秘密指定期間の創設

文書保存期間とは別に「秘密指定期間」を創設し、それぞれの秘密文書について定期的に秘密指定解除の要否を見直す。

(3) 省外への秘密情報提供に関する統一のルール確立

守秘義務を負わない省外（含：国会議員）からの秘密情報の提供依頼への対応に関して統一のルールを創設する。同ルールにおいては、守秘義務を負わない省外への秘密情報の提供は、秘密指定解除を終えたもののみとすることを原則とし、また、秘密指定解除における秘密指定権者の役割を明確に定める。

(4) 秘密漏洩調査体制の強化

秘密漏洩の事実又は疑いが生じた場合の調査のため、官房長を長とする「秘密保全委員会」（仮称）を新設する。また必要に応じて保秘状況の定期・臨時検査を行う。

(5) 秘密漏洩者等に対する措置

秘密漏洩に関する部内調査の結果、秘密漏洩の事実が確認される場合、本人に加え、関係法令上適当であれば監督責任のある者について、十分な必要な措置をとる。

【秘密保全規則の改訂】

行動計画の方針（左記（1）～（5））に則った秘密保全規則及び同運用細則を改訂し、平成 15 年 9 月 1 日から省内及び在外公館に新しい秘密保全体制を導入した。

3 . 情報開示に向けた取組

多くの国民やメディアが関心を有する外交方針、外交政策については、その理念、目的、立案に至った経緯、期待される効果などについて、ホームページ等を利用し、一層積極的に説明する。【直ちに実施、平成 15 年度予算要求に反映】

外交政策に関する重要文書（ただし、国会上程前の条約・法律案は除く）が政党に提出された場合、自動的に公開する（ホームページ掲載）。【直ちに実施】

【IT を利用した広報広聴体制の強化】

従来、電子化されていなかった種類の文書も広くコンテンツ化し Web サイトに掲載し、IT による情報発信の強化を図っている。具体的には、国民の関心の高い日朝関係、イラク情勢等の外交問題をトピックスとして特集した。また、外務省職員に対するインタビューを掲載する「聞きたい！知りたいたい！外務省」や「省員近思録」を新設した他、海外安全ホームページの大幅拡充等を行った。

〔上記以外の措置については、「 . 広報広聴体制の再構築」参照。〕

V. ODA の効率化・透明化

1. 無償資金協力の選定・実施過程の透明性を確保するための施策

無償資金協力の一層効果的かつ適正な実施を図るための小委員会を経済協力局長の下に設立する。【平成 14 年 12 月末までに結論・設立】

無償資金協力の企業選定は、原則一般競争入札とする。【実施中】

平成 14 年 7 月 9 日に発表した「ODA 改革・15 の具体策について」に沿って、外部監査を拡充する。【直ちに実施。平成 15 年度予算要求に反映】

無償資金協力予算については、その効率的執行を確保するため、引き続き繰越明許費の要求を行う。【実施中】

JICA における「環境配慮ガイドライン」を改訂し、これに則り援助を行う。【直ちに検討に着手、平成 14 年 12 月末までに結論】

【「無償資金協力実施適正会議」の設置・開催】

金融、開発経済、法律、会計の専門家、NGO からなる「無償資金協力実施適正会議」を立ち上げ（平成 14 年 12 月川口大臣より発表）、平成 15 年 2 月に第 1 回会議を開催。以降、平成 16 年 7 月までに 13 回開催。議事要旨については随時ホームページに掲載。

【無償資金協力の企業選定の原則一般競争入札化】

従来、実施中。

【外部監査の拡充】

一般プロジェクト無償案件の完了時に、JICA による外部監査（完了時技術的監査）を平成 15 年度より実施。また、草の根・人間の安全保障無償については、300 万円以上の案件について外部監査を原則義務化し、順次実施済み。契約認証の外部監査を平成 16 年度より実施（平成 15 年度に審査基準及び実施細則を外部監査法人が策定）。

【効率的執行の確保】

無償資金協力予算について、平成 14 年及び 15 年度についても繰越明許費が認められた。

【「JICA 環境配慮ガイドライン」の改訂】

平成 14 年 12 月から平成 15 年 9 月まで計 19 回に亘り、改定委員会を開催し、改定委員会提言を平成 15 年 10 月に公表。これを受け、平成 15 年 12 月に JICA が「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（案）を作成、パブリックコメントに付し、フォローアップ委員会の開催を経て、平成 16 年 4 月 1 日に同ガイドラインを施行。

【無償資金協力審査ガイドラインの策定】

無償資金協力審査ガイドライン（案）を策定し、平成 16 年 4 月 1 日より外務省 HP を通じ意見照会を行った。意見の募集は終了し、入手した意見を踏まえた改訂作業を実施中。

2. ODA の評価を拡充し有効性を検証するための施策

経済協力局評価室の移管を組織見直しの一環として検討する。【平成 14 年 12 月末までに結論】

平成 14 年 7 月 9 日に発表した「ODA 改革・15 の具体策について」に沿って第三者の視点を入れた評価を実施する。【直ちに実施。平成 15 年度予算要求に反映】

NGO や国際機関との合同評価については、一層拡充する。【直ちに実施。平成 15 年度予算要求に反映】

被援助国政府・機関による評価の拡充に努めることとし、評価レターとして一定のフォーマットを採用することにつき検討する。【直ちに検討に着手、平成 14 年 12 月末までに結論】

現行の食糧増産援助制度については、廃止も念頭に抜本的に見直す。【直ちに検討に着手、平成 14 年 12 月末までに結論】

【政策評価の実施体制の強化】

経済協力局の政策評価を担当する部署を大臣官房に移管の上、「考査・政策評価官室」に一元化し、政策評価の実施体制を強化した。

【第三者評価の強化】

第三者評価の強化については実施済み。平成 15 年度予算に反映済み。また、平成 16 年度については、ODA 予算が減額される中、外務省の評価予算は、3.72 億円から 3.74 億円へと微増。（なお、JICA 分については、独立行政法人化に伴い項目別に算出していないため把握不可。）平成 15 年度より、個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与によるプロジェクトであって、当該資金供与の額が 10 億円以上となることが見込まれるもの及び有償の資金供与によるプロジェクトであって当該資金供与の額が 150 億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策について、事前評価書を作成・公表。JICA については、外部有識者からなる外務省独立行政法人評価委員会による業績評価を行っている。

【NGO との合同評価の実施】

NGO との合同評価を 2 件実施済み。（フィリピン保健分野における外務省・NGO 共同評価（平成 14 年度） 技術協力事業におけるマルチ・バイ協力（平成 14 年度））
NGO の参加を得た評価を実施済み。（沖縄感染症イニシアティブの評価（平成 15 年度））

【被援助国政府・機関による評価の実施】

被援助国政府・機関による評価を拡充し、平成 14 年度、14 ヶ国において被援助国機関によるプロジェクト評価を実施済み。また、平成 15 年 5 月、「被援助国政府・機関による評価」の実施要領を作成し、関係公館に配布した。さらに、平成 16 年度予算では、本件にかかる経費 2,600 万円を新規計上。

【食糧増産援助の抜本的見直し】

見直しのための調査団を派遣し、農業については原則として供与しないこととする等抜本的な見直しを行い、平成 14 年 12 月 26 日に発表済。平成 15 年度予算においては、対前年度比で 60% の削減を行った（平成 14 年度予算：127.72 億円 平成 15 年度予算：51.04 億円）平成 15 年 7 月から NGO、被援助国、国際機関他の代表との意見交換を新たに開始し、7 月、11 月、12 月、平成 16 年 3 月及び 6 月と計 5 回実施した。

3 . 円借款の債権放棄に関し、国民への説明責任を果たすための施策

円借款供与の検討・決定に際し、債務返済能力を始めとした被援助国の経済・財政状況の検討を一層厳格に行う。その検討結果については、供与の決定を行った翌年度に ODA 総合戦略会議に報告し、同会議の検討を踏まえて更なる改善を図る。

【直ちに検討に着手、平成 15 年度から実施】

債務返済について、外務省、財務省及び経済産業省の三省を中心に、その在り方について検討し、早期に結論を出す。【直ちに検討に着手、平成 14 年 12 月末までに結論】

【債務返済のあり方】

重債務貧困国等に対する国際的な枠組みに基づく円借款債務の返済について、従来の債務返済無償に代えて、JBIC が債権を放棄する方式をとることとした。(平成 14 年 12 月 10 日、川口大臣より発表。)

【債務返済能力審査のあり方等に関する検討と ODA 総合戦略会議への報告】

平成 16 年 5 月 24 日、平成 15 年度に円借款を供与した被援助国について、債務返済能力を含め経済・財政状況を検討し、ODA 総合戦略会議に報告を行った。

4 . ODA の選定・実施過程の効率化を確保するための施策 【平成 14 年 9 月末までに実施】

平成 11 年 11 月の閣議口頭了解により設置され、定期的で開催されている、政府開発援助連絡協議会のプロセスを利用するなど、ODA の効率的実施のため、関係省庁の機能・役割の調整につき意見交換を行う。

【関係府省間の連携強化】

各府省局長クラスからなる政府開発援助連絡協議会を開催。各府省の ODA 予算、政府開発援助大綱の見直し、国別援助計画、イラク復興支援等について意見交換を行い、ODA の効率的実施のための連携を深化させている。また、各府省課長レベルによる同連絡協議会幹事会も定期的で開催している。

平成 14 年 11 月 28 日、平成 15 年 2 月 20 日、4 月 25 日及び平成 16 年 4 月 15 日に、関係府省課長クラスからなる ODA 評価連絡会議を開催し、政府全体としての評価のあり方等について意見交換を行った。

平成 14 年 12 月 3 日、平成 15 年 2 月 20 日、8 月 22 日及び平成 16 年 3 月 19 日に、関係府省課長クラスからなる技術協力関係府省連絡会議（現：技術協力連絡会議）を開催し、国際協力事業団（JICA）の独立行政法人化、技術協力における府省間連携のあり方等について意見交換を行うとともに、個別の事項に関しワーキング・グループを開催し、担当省庁と意見交換を行っている。

平成 14 年 11 月より概ね月 1 回（過去 15 回実施）のペースで、関係府省及び各実施機関による資金協力連絡会議を開催し、ODA のみならず、他の公的資金協力、貿易保険等我が国が行っている様々な形での資金協力について意見交換を行っている。

関係府省間の会議をより頻繁に開催すること等を通じて府省間の連携強化に努力している。

ODA 大綱の改定

平成 15 年 3 月 14 日、対外経済協力関係閣僚会議が開催され、小泉総理の出席も得て、関係閣僚間で、「政府開発援助大綱の見直しについての基本方針」が決定された。右基本方針に従い大綱見直し作業を進め、7 月 9 日に政府開発援助大綱の政府原案を公表した。8 月 8 日まで、パブリックコメントに付した。また、東京、大阪及び福岡の 3 カ所で、公聴会を実施した。これらの中で出された意見等については、外務省の考え方を付した上で公表した。

対外経済協力関係閣僚会議における審議を経て、8 月 29 日に政府開発援助大綱は閣議決定された。

VI . 外務省予算の効率的使用・透明性の確保

1 . 予算執行の効率性・透明性の確保 【直ちに作業に着手、平成 14 年 12 月までに結論、可能なものから平成 15 年度予算要求に反映】

予算執行の効率性と透明性を確保するため、予算の内容が行政需要に見合うものになっているか、支出手続に改善すべき点がないか等について再点検する。

【予算執行の効率性と透明性の確保】

平成 16 年度予算については、「国家・国民の安全の確保」、「国際の平和と安定のための『日本発外交』」、「豊かな世界と日本の繁栄のための外交」及び「連帯と共感をめざした文化外交」という 4 本柱からなる重点外交政策を積極的に展開するために必要な予算等を確保。平成 16 年度の予算の執行に当たっては、昨年度と同様に、事前に執行計画のヒアリングを行い、優先順位を踏まえた効率的な予算執行を図っている。

平成 17 年度予算については、昨年と同様、重点外交政策の策定に合わせて優先度を明確にしつつ要求する方針。

2 . 報償費に関する説明責任の範囲に関する措置 【直ちに実施】

報償費については、その説明責任を高めるため、基本的に以下の目的に従って使用することを明らかにしてきている。事前決裁に当たっては、このような目的に適った使用であるかにつき、一層厳格に審査を行う。

- (1) 不断の努力によって造られた信頼関係に裏打ちされた人脈を基礎としての的確な情報収集のため。
- (2) 外国との交渉や我が国にとっての外交関係を円滑かつ有利に展開するため。
- (3) 国際会議等での我が国の議論を正しく理解させるよう、会場の場で様々な関係者に働きかけるため。

また、報償費の具体的な使途を明らかにできないとの制約に鑑み、報償費の適切かつ効果的な使用を一層確保するため、監察査察制度を含む厳格な事後チェックを徹底するとともに、使用の目的や理由を記載した決裁書や関連証拠書類は、引き続き会計検査院の検査を受けるものとする。

【報償費の適正使用の確保】

報償費については、基本的な使用目的については明らかにしているが、情報公開審査会から発表された答申にて確認されたとおり、個別具体的な使途の公開は、その性格に鑑み困難である。「行動計画」にあるとおり、事前の厳格な審査及び事後のチェック・会計検査院による関係書類の検査を通じ、厳正かつ適正な使用を図っている。

【情報公開手続への適正な対応】

報償費についての情報公開請求に対しては、情報公開審査会への諮問等を通じ適正に対応している。特に、先に発表された情報公開審査会の答申の趣旨を尊重し、その内容をふまえ、関連文書の一部を開示した。

3. 調達の見直し・会計処理の一元化の推進 【実施中】

予算執行の一層の適正化を確保するため、
- 平成 14 年 7 月時点で、原則として会計課での調達の一元化を実現した
- 一般競争入札を一層徹底する。

【調達の一元化】

調達の一元化の実施を通じ、入札等の競争性の高い調達に努めるとともに、随意契約の場合においても、その理由を厳格に審査している。
電子入・開札を開始し（平成 16 年 2 月）、オンラインでの入札を可能にした。

4. 監査の強化 【実施中】

会計監査を今後更に充実させる。平成 14 年来、検事を監察査察官に、また公認会計士を監察部局に任期付き任用制度の下で職員に採用しながら、監察査察制度を整備し、さらに、公認会計士等外部専門家の参加を得ながら在外公館に対する特別集中査察を実施してきている。
今後ともこれら外部人材の協力を得ながら、省内の部局に対する監察の着実な実施と全在外公館を対象とした特別集中査察の実施を促進する。

【内部監査の充実】

監察については、14 の省内組織に対する通常監察、報償費、研修に関する部局横断的なチェック等を実施済（平成 16 年 7 月）。
特別集中査察については、平成 13 年 9 月以降、計 44 回 137 公館について実施済（平成 16 年 7 月 23 日現在）。抜き打ち査察については、どのような方法が有効であるかを考慮しつつ、必要に応じて実施する考え。
監察・査察のいずれにおいても、実施後は問題点の指摘や提言等を含む報告書を作成し、フォローアップを実施。

5. 研修の実施 【実施中】

適正な会計処理を確保するために、本省及び在外の会計担当官の研修を一層充実させる。

【会計研修の充実】

新入職員や在外勤務中の会計担当官・首席事務官等への研修に加え、平成 14 年 8 月から開始した在外公館赴任前研修においても、在外会計に関する研修を実施するなど研修を強化。
本年 7 月に実施した新任庶務主任研修において、会計経理事務についての講義も実施。
在外公館における適正な会計処理を確保するため、出納官吏会議の開催等を通じ、会計指導体制を強化。
調達の一元化や検査職員の充実等の改善措置を契機に整備したマニュアル等を平成 14 年 11 月 1 日より省内ホームページに掲載した。改訂・新規整備が必要なマニュアル等についても随時掲載予定。

6. 決算の充実 【直ちに実施】

決算については、従来、内閣に対し独立の地位を有する会計検査院による検査を受けている。外務省においては、外部専門家の参加を得た監察査察の実施等によっても予算執行の事後のチェック機能を強化している。今後、総合外交政策局と大臣官房が連携して政策評価を実施し、翌年度予算の効率的・効果的な編成を目指す。

【予算執行の事後チェック機能の強化】

憲法、財政法等の関連法規により国の機関の決算は会計検査院が行うことと定められている。他方、外務省は、監察査察室に任期付き採用制度を利用して公認会計士 2 名を採用しており、本省監察や在外査察に参加してもらうことにより、第三者の視点を取り入れた公平・中立な事後チェック機能を強化している。

VII. NGO との新しい関係

1. NGO 諸団体への職員派遣

NGO との関係強化と職員の NGO についての理解を深めるため、

- 今春、若手種・専門職職員を NGO に派遣した。
【既に実施】
- 幹部職員の NGO への長期派遣を開始した。【既に実施】
- NGO の協力を得て、50 名程度の外務省職員を NGO 諸団体に派遣する。

【NGO 研修の実施及びその拡充】

職員が多様な経験を積むことで職員の意識改革を徹底する措置の一つとして、他省庁に先駆けて平成 14 年より開始している。平成 14 年 11 月から平成 15 年 2 月にかけて関東 NGO のアンブレラ団体である「国際協力 NGO センター(JANIC)」傘下の複数の NGO に順次職員を派遣している(現在までに 49 名の職員が 17 団体に派遣された)。また、本研修の一環として平成 14 年 11 月 7 日に NGO の参加も得て、オリエンテーションを実施した。平成 14 年度の実績を踏まえ、更なる研修効果の向上を図るべく所要の強化・改善策を講じる形で、平成 15 年度「NGO インターンシップ・プログラム」の実施要領を策定した。平成 15 年度は前年度より派遣期間を延長し、2 週間～1 ヶ月程度、計 15 名の職員を NGO 13 団体に派遣した。平成 15 年度研修に先立ち、7 月 10 日に NGO 関係者の参加を得てオリエンテーションを実施した。また、プログラムがほぼ終了平成 16 年 3 月には、受け入れ先 NGO 関係者とインターン参加職員が一同に会し、報告・意見交換会を実施し、平成 16 年度のプログラム実施のあり方につき、活発な議論を行った。同議論も踏まえ、平成 16 年度も引き続き本研修を実施していく。さらに、本年 3 月には、初の試みとして海外での NGO のプロジェクト実施現場において研修を行うため、在ミャンマー大書記官を 10 日間にわたりミャンマーでの活動現場に派遣した。本年度についても、在外 NGO 研修の実施につき積極的に検討する。

2. NGO との連携の実施

省内に NGO 担当大使を設置し、NGO と外務省との連携の推進や共通課題への方針を統括させる。

【速やかに人選の上、平成 14 年秋までに任命】

省内の NGO 連絡センターを一層拡充し、NGO に対する窓口機能や NGO への情報発信機能を向上させる。

【平成 14 年 10 月末までに実施】

7 月 9 日の「ODA 改革・15 の具体策について」における「NGO との連携」に盛り込まれた諸措置を実施する。【直ちに実施】

ホームページやメールマガジン等を一層利用して NGO への情報発信機能を向上させる

【NGO 担当大使の設置】

平成 14 年 11 月 8 日付で五月女・前駐ザンビア大使を NGO 担当大使に任命し、NGO と外務省の意見交換・情報交換の機会に外務省を代表して参加するとともに、NGO との対話・協力の機会が多く予定される国際会議等においても、NGO の参加を容易化・促進するための側面支援を行うこととした。

【NGO 連絡センターの運用】

NGO 連絡センターの機能を拡充すべく、NGO 担当大使の指導・助言のもとに NGO 連絡センター長の下に専任の担当官を置く体制とすることとした。

【NGO・外務省定期協議会の強化・拡充】

従来の NGO・外務省定期協議会を強化・拡充し、平成 14 年度から全体会議の下に、NGO 支援策、ODA 政策を協議する 2 小委員会を創設。NGO 支援策に関する小委員会(「連携推進委員会」)については、これまでに 6 回の会合(平成 14 年 11 月、平成 15 年 3 月、7 月、11 月、平成 16 年 3 月、7 月)を開催。ODA 政策に関する小委員会(「ODA 政策協議会」)については 5 回の会合を開催(平成 14 年 12 月、平成 15 年 7 月、10 月、平成 16 年 2 月、6 月)。また、第 1 回全体会議を平成 16 年 5 月に開催。

【NGO への情報発信の強化・拡充】

WTO 第 5 回閣僚会議に関連して NGO に対する事前説明会(8 月 25 日)及び閣僚会議中の現地における意見交換会(9 月 10 日～9 月 14 日)を開催した

3. NGO との懇談会 【直ちに実施】

NGO と関係を有する各局課において懇談会を実施し、政策形成過程において NGO の意見を聴取する体制を整える。

【NGO 定期協議会の開催】

これまでにカンボジア、ミャンマー、アフガニスタン等の 12 ヶ国のわが国大使館において NGO との定期協議会（「ODA 大使館」）が開催され、NGO 支援策、ODA 政策全般等をテーマとして活発な意見交換が行われている。

4. NGO の活動支援基盤整備 【直ちに検討に着手、平成 14 年 12 月末までに結論】

「ODA 改革・15 の具体策について」に掲げられている NGO の活動支援基盤整備のための施策を実施する。

【NGO の活動支援基盤整備策の実施】

日本 NGO 支援無償資金協力（平成 14 年 6 月に導入）及び草の根技術協力（平成 14 年 7 月に導入）を実施中。

平成 13 年度より保健・医療、教育、農業の 3 分野においてわが国 NGO の専門性の向上のための研究会を外務省主催により実施している。平成 16 年度は、右 3 分野による研究会活動の最終年とし、これまでの成果を総括し、具体的な共同プロジェクトの策定や実施に関わる内容に重点を置いて研究会活動を行う。

平成 11 年度より実施している「NGO 相談員制度」及び「NGO 専門調査員制度」を平成 16 年度については、NGO 相談員 15 団体及び NGO 専門調査員 10 名選定。NGO 相談員への情報提供や相互の連携体制の確立を目的として連絡会議を平成 15 年度は 2 回開催した。平成 16 年度は 1 回目の連絡会議を 9 月に開催予定。

わが国 NGO スタッフの能力・専門性向上を目的としたキャパシティ・ビルディング研修を、平成 13 年度は米国 NGO、平成 14 年度は英国 NGO、平成 15 年度は米国アンドリュース大学の協力を得て実施した。

平成 15 年度より、特定の国・地域における我が国 NGO の活動能力向上や、ODA との具体的な連携を目指した国別 NGO 研究会を新設、スリランカを対象として勉強会や現地での合同調査を実施した。平成 16 年度は引き続きスリランカについて昨年度の成果をふまえ、具体的な事業計画立案を目指した連携体制の構築をはかるほか、新たにネパールを対象として小規模の研究会を立ち上げる方向で検討中。

VIII . 広報広聴体制の再構築

1 . 広報体制の拡充 【直ちに実施】

(1) 広報戦略策定に関する報道官の機能の強化

外務大臣のスポークスマン、広報アドバイザーとしての外務報道官の位置づけを明確にする。また、外務報道官を省内の重要政策協議に参加させるとともに、各局部の外務報道官への支援体制を強化する。
このため、各局で審議官クラスを報道・広報戦略担当者に任命し、これらの者が政策決定部門と広報部門との間のコンタクト・ポイントとして広報戦略面で外務報道官を支援する。

【政策決定部門と広報部門との連携強化】

すでに省内各局部審議官クラスを報道・広報戦略担当に指名し、それら局部と外務報道官組織との会議を週1回行うなど連携強化を図っている他、中長期的な観点から各局毎の広報戦略を策定するための広報戦略会議を順次開催している。

(2) 大臣スピーチの活用 【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに完了】

我が国が外交政策を効果的に展開していく上で対外発信能力を強化することが極めて重要である。このため、その重要な手段である大臣のスピーチを一層活用すべく、プロのスピーチライターの活用を含め体制を強化する。

【大臣スピーチ活用のための体制強化】

平成15年度予算にて外部の英文スピーチライター活用（翻訳ではなく、テーマや材料を与えた上で一からの英文スピーチの起案を外部に委託）のための関連経費320万円を計上。平成16年度予算では240万円を計上。和文スピーチについては各課が作成するスピーチのパラッキの解消やメッセージ性や表現力の強化のため、総合外交政策局が中心となり、調整を実施。

(3) インターネット広報充実 【直ちに実施、必要経費を平成15年度予算要求に反映】

インターネット時代に対応した外交広報戦略を展開すべく、本省の海外向け及び国内向けホームページや在外公館のホームページの内容を充実する。

【インターネット広報充実のための予算要求】

平成16年度予算にて、文字情報や動画による配信を含む外務省ホームページ関連経費が平成15年度の4億500万円から4億1,500万円に増額された。

平成15年度の外務省ホームページ（和・英）では、動画の他、写真も取り入れてホームページを作成しており、今後もビジュアル効果を高めた掲載を行っていく。また、英語版ホームページについては、専門家による評価調査を実施した。その際の提言を活用しつつ、より充実した掲載の実現に努めていく。

平成16年4月より、JIN（日本の一般事情を海外向けに紹介するサイト）をWeb Japanに改訂する等ホームページの質量両面における拡充等インターネットを通じた情報発信の更なる充実化を図っている。また、平成16年8月より、視聴覚広報資料であるジャパン・ビデオ・トピックスのインターネット動画配信を開始予定である。

【WTOメールマガジン】

平成15年4月より開始したWTO交渉に係るメールマガジンを希望者に毎週送信している。重要な会議の際には速報も発出。平成16年7月20日現在、会員約4,400人（このうち一般会員は約4,000人）。

(4) マスコミへの発信強化 【平成 14 年 9 月末までに実施】

外務報道官と政策担当部局との緊密な連携を通じて、外務報道官の情報発信機能を高めるとともに、国民世論、メディアのニーズに応えて、記者会見・懇談等情報発信の手段・頻度を拡充する。

【情報発信の手段・頻度の拡充】

現時点においては 1 日 1 回外務省首脳・幹部による会見が行われており、それら情報発信の機会を十分活用するため施策決定部門と外務報道官組織との連携を一層強化し更に効果的な情報発信に努める。
この観点から毎日、夕刻、外務報道官室を内外のプレスにオープンにする形で既に懇談の機会を設定済みであり、記者への情報発信、意見交換の強化を図っている。
また、外国プレス向け会見について、これまでは毎週火曜日に外務報道官、金曜日に報道・広報担当参事官が実施してきたが、可能な場合には外務報道官が週 2 回行っている。
外務大臣の外国出張に際し、これまで国際報道官が同行して外国プレス対策を行ってきたが、現在は必要に応じ外務報道官が同行してプレス対策を行っている。
外国プレス向けの情報発信を強化するため、日本語による定例記者会見（週 5 回）の予定について、外国プレスに対して毎週事前通報を行っている。

(5) 外交青書 【平成 15 年度より実施】

外交青書の見直しを行い、外交青書を一層分かり易い形とする。

【外交青書の見直し】

省内関係部局と調整の上、平成 16 年版では、「分かり易い外交青書」を念頭にした上で、2003 年の国際情勢のうち特筆すべき事項について冒頭で詳細に記述したほか、囲み記事の拡充、附属の CD-ROM 機能の拡充を行った。（平成 16 年 4 月 31 日の閣議を経て公表済み）

(6) 省員個人の広報活動の奨励 【直ちに実施】

省員一人一人の国民に対する説明責任を果たせるよう研修を施し、各種メディアを通じた適切な情報発信を行うよう奨励する。

(7) プレス取材に対する適切な対応

報道関係機関からの省内各課室への取材希望、照会に対し、外務省として一貫性のある対応を行うための体制作りを行う。
【直ちに検討に着手、平成 14 年 12 月末までに結論】

【報道機関からの取材への適切な対応の心得を周知徹底】

外務省として報道機関よりの取材に適切に対応できるような基本的な心得を作成し、省内及び在外公館に周知した。

2. 広聴活動の強化

(1) 外交政策に関する国民の声を広く聞き、意思決定プロセスの中に位置付けるため、広聴室を整備する。

【広聴室の整備】

平成15年1月1日付けで広聴活動に専念する独立部門として広聴室を設置した。同年4月1日より省令室として正式に発足。国民からの電子メール、ファックス・書簡及び電話への対応を行っている（平成15年1月から平成16年6月までの受付総数：電子メール約107,700件、FAX・書簡約21,100件、電話約7,170件。平成16年上半期（1月～6月）の月平均受付件数：電子メール約5,880件/月、ファックス・書簡約800件/月、電話約460件/月）。国民の声を広く聴き、外交政策立案上の参考とするための体制を強化していく。

→ 広聴室の業務を拡充・強化し、国民の声を更にしっかり受け止める。

(2) 「外務省タウンミーティング」の拡充 【平成14年9月以降実施】

国民との対話促進のため、「外務省タウンミーティング」の開催回数を増やし、月1回の頻度で行う。

【外務省タウンミーティングの充実化】

平成16年3月20日には、横浜において「日米関係」をテーマに平成14年より通算9回目の外務省タウンミーティングを実施した。その際の参加者アンケートの集計は、「理解が深まった」「大臣との対話は有益」という回答が約9割と本件企画に対して建設的・肯定的な評価を得ている。

その他、ODAタウンミーティングの実施や他のシンポジウムの枠組みの再編を実施中。

(3) パブリックコメントの拡充 【直ちに実施】

外交政策の実施に資するため、あらゆる機会（ホームページや「外務省タウンミーティング」の活用等）を通じ、外交問題に関するパブリックコメントを求め、外交政策の実施に活用する。

【パブリックコメントの活用】

ホームページに寄せられた国民からの意見は、大臣以下の本省幹部に配布するとともに、意見等の傾向について分析し報告している。また、多数の意見が寄せられた事案については、外務省ホームページの「外交政策 Q&A」や「よくある質問」等で取り上げると共に、必要なものには回答を発出する等、双方向の対話に努めている。

IX 大使館などの業務の見直し

1. 在外公館全般

(1) 公館の設置状況見直し

今後3年間で、設置時の状況の変化を受け、7公館を目処に廃止する。また新たな外交上・領事業務上の必要が生じている箇所については、公館の新設を検討する。その方向で初年度分を平成15年度概算要求に盛り込む。【平成15年度以降の概算要求に反映】
また、その後も在外公館の設置状況を一定期間ごとに見直し、必要に応じ、整理・統廃合・新設を図る。【平成16年度以降の機構・定員要求に反映】
北米地域公館などで拠点公館制度を導入し、拠点公館となる総領事館では、現在以上に政治・経済面でのフォローを充実させ、その他の総領事館では領事事務により重点を置いた体制となるよう見直しを行う。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

【在外公館の統廃合・新設等】

平成15年度は、在リベリア大使館、在ラスパルマス総領事館及び在バンコク総領事館の廃止（在ラスパルマス総領事館は出張駐在官事務所に規模を縮小する）を行い、同時に、在東ティモール大使館と在チェンマイ総領事館の新設要求が認められた。また、平成16年度については、在中央アフリカ大使館、在カンザスシティ総領事館及び在エドモントン総領事館の廃止について、また、在アンゴラ大使館、在重慶総領事館及び在カルガリー総領事館の新設が認められた。

⇒ 平成17年度要求においても、「行動計画」において示した基本姿勢を踏まえつつ、外交上・領事業務上の必要性等を総合的に勘案の上検討していく。

厳しい人員状況の一方で、拠点公館制度を導入するに際しては、拠点公館の強化のためにその他の公館の人員が削減され、却って拠点公館以外の公館の領事業務等に支障を来すことのないよう十分配慮する必要がある。このため、例えば、北米地域での拠点公館制度の導入の方途については、今後全世界で廃止される公館の人員を領事業務のニーズの高い公館へ振り替えること、及び北米地域の在外公館の館員（含む各省庁から在外公館への出向者）の担当事務の見直し・改善等、在外公館の設置状況の見直しや在外公館における人員配置の見通しを併せた総合的な視点から引き続き慎重に検討していく考え。

(2) 在外公館における人員配置

各在外公館における他省庁出身者の配置状況につき、時代のニーズに合ったものか否かを中心に見直しを行い、既存の定員の振替等を通じて適正配置を目指していく。
【直ちに検討に着手、平成14年度中に検討を完了】
今後、在外公館への他省庁からの新規出向については、外務省との人事交流を基本とし、語学力を含め優秀な人材の派遣を得るよう努める。その過程で、いわゆる伝馬船制度を含むアタッシュ制度のあり方について抜本的に見直す。【直ちに検討に着手、本年12月末までに結論】
各在外公館において、各省庁出身の人材の有効活用を図り、館長が館全体の業務バランスを判断し、出身官庁の業務だけでなく、必要に応じ他の業務に従事させる。【直ちに実施】

【各省アタッシュの人員配置の再検討】

在外公館での人員配置見直し作業の中で各省アタッシュの業務内容、業務量等を調査。現在、同調査結果を整理の上、他省庁出身者の配置について、先進国偏重を是正し、途上国への配置を促進すると共に、省庁再編結果の反映等を通じた適正配置を実現すべく関係省庁と協議している。
15年度及び16年度新設のアタッシュ2ポストについては伝馬船を求めないこととした。
赴任する公館長、次席、出向者自身に対し、出身官庁の業務以外に、必要に応じ、他の業務に従事させることを明確に伝えている。また、その旨在外公館に対しても伝達している。

(3) ロジ簡素化

国際会議への同行者の削減等、ロジ業務の合理化・簡素化を推進する。

【ロジ業務の合理化】

総理・外務大臣の外国出張同行者数は、相当数を削減。国際会議代表団員の削減にも努力中。配車の簡素化は局長級同行者のバス移動を実現。現地ロジ体制の効率化（応援出張者数削減等）を推進中。
個別の訪問案件毎の簡素化努力と並行して、ロジ簡素化の基本方針、代表団構成の基本パターン、基本的な現地体制表等を盛り込んだ「ロジ簡素化のための方針」を策定し（平成14年11月）、本省・在外公館に周知徹底中。
国際会議ロジの一元的対応による更なる合理化の検討に着手。

(4) 便宜供与の見直し【直ちに検討に着手、平成14年10月末までにガイドライン作成】

現行の「便宜供与基準」を以下の方針で改め、国会議員等への便宜供与については、私用への支援を行わない旨明記する。

- 議員外交の支援については、国会派遣の場合は支援する。
- その他の場合、事前の要望があれば、当該会談・視察等が政府全体の外交に寄与し、かつ通常の事務処理を妨げない範囲で必要な支援を行う。
- 「議員外交の支援」の実績報告を公表する。

【便宜供与基準の改定】

平成14年9月1日より、公私の別をより明確にしたガイドラインを適用することとし、国会関係者及び省員に対して説明済み。また、同年夏の実施状況を踏まえ、国会議員への周知徹底、各状況下での便宜供与のあり方等をより具体的に盛り込んだガイドラインを平成15年8月1日付けで改訂し、本省・在外公館に周知徹底した。更に、その後の実施状況を踏まえ、改善を検討中。

(5) 公邸、在勤手当等

公邸の整備に当たっては、公邸として必要な機能を果たすとともに、国際的に見てバランスがとれ、日本を代表する施設として相応しいものとする一方、不必要に華美なものとはならないようにする。【直ちに実施】

公邸料理人制度については、各任地の実態を踏まえつつ、現行制度（私的契約に基づき、一部官費負担）の維持、料理人の公的派遣制度の導入、外国人料理人の一層の活用等の方途を複合的に組み合わせ、時代の要請に則した制度とする。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

住居手当については、主要国政府や民間企業の例も参考としつつ、見直し作業を行う。【平成14年度中に調査、結論】

その他在勤手当の在り方について見直しに着手。【直ちに実施】

【公邸の整備】

公邸の整備については、「行動計画」の趣旨に則してこれを行っている。施設基準の見直しについては平成15年度に在外公館事務所及び公邸の新面積算定基準を策定した。

【公邸料理人制度の整備】

平成15年度予算では、外国人料理人のリクルート体制の強化、巡回実地指導制度の新設等の改善を行うための予算を計上し、フィリピンにおける外国人料理人リクルートの可能性を調査し、在外公館で実勤する外国人料理人に対し、本邦より巡回実地指導の調理専門家を派遣（在バングラデシュ大使館）する等した。また、平成15年度より料理人の公的派遣制度を試験的に導入することとし、現在、在ニューヨーク総領事館、在ロシア大使館に派遣している。

【在勤手当の見直し】

平成16年度予算においても、在勤基本手当の水準の抑制等によって在勤手当全体の予算額を対前年度比減とする一方、子女教育手当の加算限度額を12年振りに引き上げた。

(6) 在外公館職員の在留邦人との積極的な接触 【直ちに実施】

進出企業等の在留邦人のコンタクト・ポイントとの一層の協力強化やメールマガジンを通じた在留邦人との接触を積極的に行う。

【在留邦人等との積極的な接触】

在外公館に訓令を発出し、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」を参考にした日本企業支援の一層の強化、公館長や幹部館員の出張や領事出張サービス、更には在留邦人向けメールマガジン配信サービスなどを通じた在留邦人との意見交換の活性化を指示済み。（在留邦人向けのメールマガジンは36公館から63公館に拡充の上、実施中（一部公館は、運用開始に向け準備中）。）また、最近の厳しいテロ情勢を受け、安全対策に係る在留邦人との情報・意見交換の場である海外邦人安全対策連絡協議会等を全ての在外公館に設けるよう指示するとともに、安全対策の広報・啓発のためのセミナーを拡充。

2. 領事業務

(1) 領事業務の位置づけ

【直ちに着手、平成14年12月末までに結論】

海外渡航者や在留邦人の増大に伴い、国民との直接の接点である領事業務の重要度が飛躍的に増大している。このため、新設される海外交流審議会を活用して領事業務の理念と原則を再確立するほか、領事移住部の位置づけや専門性を有する領事の計画的育成の方途（研修、採用等）につき見直しを行う。

【海外交流審議会の開催】

海外交流審議会については、平成14年10月に立ち上げ、学者、経済関係者、報道関係者、地方自治体、NGO、文化人、在日外国人等各界の有識者から委員20名を発令した。海外交流審議会では、新しい領事業務のあり方及び在日外国人問題につき「領事改革部会」及び「外国人問題部会」において議論を行ってきており、これまでに7回の総会合及び「領事改革部会」につき4回、「外国人問題部会」につき6回の部会合を開催してきている。以上の議論の最終的な成果は、平成16年秋に答申としてまとめられ外務大臣に提出される予定。

【領事研修等の強化】

平成15年度の研修においては受講者のレベル分けを行うとともに、講義内容を全面的に見直した。また、より一層の外部講師活用を進めている。平成15年度より領事専門家育成のための年間研修プログラムの原案を領事移住部にて策定した。領事広域担当官による傘下公館領事に対する指導・相談の実施。

更なる改革措置：領事業務の更なる拡充

領事移住部を領事局へ格上げし、「領事サービスの改善・強化」、「海外邦人の安全の確保・危機管理体制の強化」、「領事局業務への政策的取組の強化（外国人問題への対応強化、IC 旅券の開発・導入、領事業務の法的側面への対処能力強化）」、「国民のニーズを踏まえた継続的な改革、領事機能の強化、職員の能力向上」を4つの柱とした領事業務改革を今後も推進することを通じ、領事機能の一層の強化を図る。

領事担当官の定員拡充を更に図る。（・専任領事ゼロ公館を極力解消。・業務量が過大な公館に手当。）

領事業務の拡充・強化に当たっては、在外公館のあり方に関するアンケート結果及び海外交流審議会の提言等を踏まえて行っていく。

- ・領事業務の範囲に関する国民向けパンフレットの作成・配布
- ・「領事シニアボランティア」制度の導入（平成15年度開始。12月から10名派遣開始。）
- ・在外公館投票と郵便投票の併用（平成16年の参院選より実現。）
- ・インターネットを通じた在留届の提出導入（平成15年4月より全在外公館にて開始。）
- ・在外公館でのメールマガジンの拡充（平成16年3月現在、従前36公館から63公館に拡充）
- ・24時間電話対応サービスの更なる拡充（平成16年度30公館以上に拡大を目標）等（具体的には、以下の各項参照）

（2）窓口サービスを中心とした領事業務の改善

24時間在留邦人などからの照会に対応する電話対応サービスを強化する。具体的には、平成15年度中に24時間電話対応サービスを行う公館を30公館に拡大する。また、国内外からの海外渡航に関わる様々な相談に対応できるように、「海外安全相談センター」の機能の拡充・強化について検討する。

【直ちに検討に着手、平成15年度予算要求に反映】

日本語で十分意思疎通が出来る職員の領事窓口への配置を拡充する。

【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

在外公館の領事業務を支援するために「領事シニアボランティア」制度を発足させ、現地事情に通じたシニア世代などを公募する。

【直ちに検討に着手、平成15年度予算要求に反映】

在外選挙については投票形態の見直しを行うとともに、より合理的なシステムへの改善につき検討を進める。

【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

【24時間電話対応サービスの拡充】

24時間電話対応サービスの対象を21公館から30公館まで拡大し、休館時における邦人支援体制を大幅に強化する（在ニューヨーク総領事館、在英大使館、在タイ大使館等で実施中）。引き続き、右サービスの導入拡大に努めていく。

【「海外安全相談センター」の拡充】

「海外安全相談センター」の機能の拡充・強化に係る新規予算が措置され、現在、国民のニーズに応じたよりきめ細かい相談業務を行っているところである。

【「領事シニアボランティア」制度の導入】

現地に密着し、日本語能力を十分に備えた人材の一層積極的な発掘、現地職員の日本語能力向上のための奨励策等の充実、「領事シニアボランティア」等邦人が窓口職員として活躍できる制度の創設等を軸に省内関連部局の意見を踏まえつつ検討。具体的には、「領事シニアボランティア」制度については、平成15年に公募を行ったところ、581名の応募があり、国民からの本制度に対する期待がうかがえる。第1次選考（筆記試験）、第2次選考（面接試験）を行い、10名を採用し、昨年12月より派遣を開始している。

派遣先公館は、タイ、韓国、上海、香港、フィリピン、シドニー、ニューヨーク、ロサンゼルス、英、仏の10公館であり、窓口相談業務を中心として活躍している。

→平成16年度は、新規の公募は行わず、制度の実施状況を確認し、今後の方向性につき検討を行う。

【在外公館投票と郵便投票の併用】

これまでの在外選挙の実施を踏まえ、在外選挙人にとって利便性の向上と使い勝手のよい選挙制度とするための、公職選挙法の一部選挙法が平成15年6月4日、可決・成立した。

この改正法による在外選挙制度に係る改正事項の概要は、次からのとおり。なお、この公職選挙法の一部改正に伴って、公職選挙法施行令等の関係法令も一部改正が行われている。この結果、第20回参議院通常選挙（平成16年7月）は改正後の制度により実施された。

在外公館投票と郵便投票の選択制の導入（平成16年4月1日施行）

国内の投票日当日の名簿登録地における帰国投票の実施（同上）

投票の開始は選挙の公示日の翌日から開始（同上）

在外公館投票の実施公館の拡大（法改正は行わず運用の改善）

本人以外の同居家族による登録申請手続の導入（平成16年1月1日施行）

投票用紙等を国外における住所以外の送付先に送付（同上）

(3) 領事出張サービスの大幅拡充 【平成 15 年度予算要求に反映】

遠隔地に居住する在留邦人の便益を考え、領事出張サービスを大幅に拡充し、現行の少なくとも 2 倍の領事出張サービス実現を目指す。

【領事出張サービスの積極的な実施】

平成 15 年度予算政府案に領事出張サービスの関連経費も併せ 3,000 万円を盛り込んだ。また、訓令にて在外公館に対し領事出張サービスの積極的な実施を指示済み。

(4) 領事業務実施体制の強化 【直ちに検討に着手,平成 14 年 12 月末までに結論】

各在外公館に原則として最低 1 名の専任領事を配置する等、領事業務実施体制の強化を図る。そのための手段として、出向者及び派遣員等の支援要員を含む在外公館内での配置状況を見直す。

【人員体制強化】

在外公館内部での人員配置見直しに際しては、通信部門等からの配置換えもしくは兼務に加え、出向者及び支援要員についても検討する。
領事業務実施体制の強化のため、平成 16 年度定員要求作業にて領事担当官の定員増が認められた。

(5) 領事業務への IT の活用

インターネットによる在留届の提出受付システムを導入する。
【直ちに検討に着手,平成 14 年 12 月末までに計画策定】

旅券申請のオンライン化を推進する。当面、日本国内でのオンライン化を先行させるが、在外におけるオンライン化についても検討を行う。
【直ちに検討に着手,平成 14 年 12 月末までに結論】

領事部門での在外公館メールマガジン配信サービスの拡充を図る。現在、32 公館で実施されているところを、本年度中に 62 公館に拡充する。
【直ちに作業に着手,平成 14 年度末までに達成】

【領事業務の IT 化の推進】

インターネットを通じた在留届の提出受付システムは、平成 15 年 3 月 31 日に一部の公館を対象に段階的運用を開始し、同年 4 月 15 日に全公館を対象として運用開始した。

自宅等に置かれたパソコンからの日本国内での旅券発給申請についてはシステムの開発を完了し、岡山県において本格運用を開始した。今後、汎用受付システムや公的個人認証サービス等の IT 基盤の準備が整った都道府県から順次、実施する予定。他方、在外公館発給分の旅券申請をインターネット経由で行うことについては個人認証のあり方との関係等につき検討したところ、現状では確実な本人認証手段の確保が困難であることから更に検討する必要がある。

在留邦人向けメールマガジン配信サービス（安全対策情報等）従前 36 公館から 63 公館に拡充し実施中である（一部公館は、運用開始に向け準備中）。

(6) 領事業務の限界 【平成 14 年 12 月末までにガイドライン作成・公表】

領事業務の範囲についての基本的な概念と個別事項ごとの基準を策定・公表し、国民への周知徹底を図る。

【領事業務の範囲に関する広報】

平成 14 年より「領事法制研究会」を 1~2 ヶ月に 1 回の頻度で開催し、在外公館等から寄せられた論点をもとに領事業務の法的側面について検討している。平成 14 年の検討結果や平成 14 年 12 月の海外交流審議会の議論を踏まえて、領事業務の範囲についての国民向けパンフレット（「海外で困ったら」）を平成 15 年に発表した。同パンフレットは、外務省海外安全ホームページに掲載し、在外公館や各都道府県の旅券担当窓口配布しているほか、広報用資料として領事関係の各種イベント、セミナー等で活用している。
上記領事業務の個々のケースに適切に対応すべく、在外公館の領事担当者用のガイドラインを別途作成し、平成 15 年 6 月に全在外公館に配布している。

X . 政策立案過程などの透明化

1 . 説明責任・透明化

(1) 情報公開への積極的対応

行政文書の開示・不開示審査に当たっては、「原則開示」という情報公開法の趣旨に基づいて判断する。【直ちに実施】

開示手続の迅速化のため、要員面を含む体制強化を図るとともに、情報公開に関する研修等を企画・実施し、省員の情報公開制度への理解を深める。【直ちに実施】

情報公開制度を多くの国民にとってより理解しやすいものとなるように、「利用の手引き」を作成し、また「情報公開ホームページ」を更新する。

【直ちに検討に着手 平成 14 年 12 月末までに実施】

【情報公開法に基づく開示請求に対する適切な対応、開示手続きの遅延問題への対応】

情報公開法の趣旨に沿った開示請求審査を既に実施中。(例：従来、公開されていなかった「昭和天皇と連合軍最高司令官マッカーサー元帥の会談記録(1945年9月27日分)」を平成14年10月に公開した。)

「利用の手引き」の作成・「情報公開ホームページ」の更新に関しては、情報公開制度を多くの国民にとってより理解しやすいものとするように、開示請求の基本的な手続について説明した「利用の手引き」を作成した。また、従来の「情報公開ホームページ」を一新して、これまで質問の多かった事項についてのQ&Aを大幅に拡充し、利便性の高いものとした(平成14年末に実施済み)。

平成15年12月時点で36件あった未処理の期限超過案件については、平成16年3月31日までにすべての処理を終えた。その後、平成16年1月から3月までの間に決定期限を超過した14件についても、7月20日現在、2件を除いて処理済みであり、残る2件についても早急に処理を終えるべく作業を進めている。期限超過の問題については、新たな超過案件を出さないよう、情報公開室において省内における開示決定期限の管理の徹底に努めている。

【省内処理手続きの改善】

異議申し立てを受けた案件につき、情報公開審査会に諮問するまでのプロセスを迅速化するため、諮問に至るまでのプロセスを明確化した上で、情報公開室から主管課室に対して期限を設けて作業を指示することとしている。

官房長及び総務課長の決裁を要する案件を重要案件のみに限定し、その他の案件については主管・関係課室と情報公開室の決裁で開示等の決定を行うこととしている。

対象文書が明確に特定され、分量も少ないと予想される案件や、類似の開示実施の前例のある案件については、ファスト・トラック案件に指定し優先的に処理を行うこととしている。

過去に開示審査の対象となった行政文書に対する開示請求については、情報公開室において開示決定等の作業を行うこととしている。

情報公開法第11条に基づく特例は真にやむを得ない場合にのみ適用するものとし、その際には官房総務課長の決裁を得ることとした。併せて、特例を適用した場合の、請求受付後60日以内の「相当の部分」についての決定を徹底している。

請求受付時に、主管課室に「作業依頼」を電子メールでアドバンス送付することとしている。

従来、開示決定等通知書の発送から開示の実施までに10日程度要していたが、同通知書の発送の翌日から開示できるようにした。

【情報公開に係る体制強化】

著しく多数の開示請求を受けている課室や、担当業務の集中している課室に対して、情報公開室による事務処理の支援を行うこととし、このために平成15年度に実施した外務省OBの臨時採用を平成16年度も継続することとした。

【情報公開に対する省員の意識向上】

各課室には、情報公開室との連絡を密に行うための連絡窓口要員が指定されている。情報公開に関する研修については、新入職員、在外公館次席研修受講者、在外公館勤務を予定している他省庁からの出向者に対して、また、新たに赴任する大使に対してブリーフィングを行い、情報公開に関する意識を高めている。

平成14年に引き続き、平成15年も、省内の情報公開担当職員及び情報公開に関心を持つ職員を対象とし、ケーススタディを中心とした研修を実施した。さらに平成16年2月から4月にかけて、各課室の情報公開担当官を対照とした個別研修(特に新任担当官向け)を計14回実施した。各課室における情報公開関連事業の更なる合理化と迅速化を図るため、省内用の情報公開室ホームページの内容を一新した。

(2) 外交記録文書公開の透明化・迅速化

外部の歴史家や外交専門家からなる「外交記録公開諮問委員会」を設け、「30年」を越えた文書の中から、歴史的資料として価値の高いものを選定し、右について迅速な審査を行い公開又は外交史料館に移管する。(それ以外の文書については、情報公開制度を適用する。)【直ちに作業に着手、平成14年度末までに「外交記録公開諮問委員会」を設置】

この方法により、公開の進捗状況を見て、外交記録公開の「30年原則」をさらに短縮することを検討する。そのために審査体制を強化する。【直ちに検討に着手、平成15年度中に結論】
外交交渉の経緯などを歴史的視点に立ちながら文書化する仕組みにつき検討する。

【直ちに検討に着手、平成14年度末までに結論】

【外交記録公開】

情報公開法に基づき開示した文書のうち歴史的価値の高い文書を自主的に外交史料館での公開を推進していく。(計1,535文書、約19,000頁を公開中)

外交記録公開については、18回に亘り、公開冊数は計11,518冊になった。

外交記録公開について、透明化の観点より、主要な外交案件であって、未だ外交記録公開が実施されていないものについては、関係国での公開状況も踏まえつつ、公開のための審査を促進し、可能な限り公開するよう努める。従来2年に1度程度の公開頻度を年1回に高めるため、平成14年12月に続き平成15年12月にも第18回公開を実施した。

「30年」を超えた外交記録文書の中から、歴史的資料として価値が高く、直ちに外交史料館へ移管可能なファイル約9,000冊につき移管を了した。今後も可能なファイルから順次、外交史料館への移管措置を進める予定。

【「外交記録公開に関する有識者諮問会議」の開催】

外交記録公開の透明化・迅速化を促進するための具体的方途につき有識者より意見を伺うことを目的として「外交記録公開に関する有識者諮問会議」の第1回会議を平成15年7月15日に、第2回会議を平成16年2月4日に、また、第3回会議を平成16年7月14日に開催した。出席した有識者からは種々有益な意見をいただいた。また、省内・在外公館に対し、第2回外交記録公開に関する有識者諮問会議に係る啓発資料を作成し配布した。外交記録文書の公開を迅速化するために、諮問会議等の議論を踏まえつつ、まずは30年を経過した文書の公開を迅速化する改善策として、重要な政策判断を要しない案件につき、迅速な審査を行い公開することとした(「個別公開」と呼称)。このため、6月に「日本万国博覧会」案件213冊を歴史資料として外交資料館へ移管し、7月中に公開すべく準備中。

【日本外交文書の編纂刊行の加速化】

外務省編の外交史料集「日本外交文書」の編纂刊行を加速化している。平成15年には、編纂委員会の中に戦後部門を新設し、記録に基づくシリーズを編纂中。(サンフランシスコ平和条約に関する「調書」(全5巻)の復刻刊行を終え、目下、同条約関係記録に基づくシリーズを編纂中(平成16年度刊行予定)。戦前期についても、「日中戦争」、「三国同盟」などの特集方式を活用して編纂刊行を促進しており、平成16年3月31日には『日本外交文書 日独伊三国同盟関係調書集』を復刻刊行した。)

【「外交史談録」の実施】

特定の外交案件や対外的事件の処理などに関し、省内関係部局や在外公館の対処ぶり、経緯・背景・政策決定過程などの諸点につき関係者からの聴取により記録を作成し、将来への参考事例として省内に提供するための基本方針を平成15年5月20日に策定の上、平成15年度に1件の外交案件につき、試験的に「外交史談録」を作成した。右を踏まえて平成16年度より本格的に実施することとし、平成16年5月21日に平成16年度実施方針を策定した。

【国民に対する積極的な広報の実施】

公開された外交文書を広く国民が活用できるよう積極的に広報していく。

- 外交史料館の活動内容や所蔵史料を「外交史料館ホームページ」などを通じより積極的に案内する。
- その一環として、所蔵史料に関する省内外からの主な質問とこれに対する回答をQ&Aの形でまとめた「外交史料館レファレンス情報」(第1号)を平成15年9月1日から「外交史料館ホームページ」に掲載した。同年10月20日には第2号を、平成16年1月30日には第3号を、同年5月31日は第4号をそれぞれ追加掲載した。

(3) 国民への説明

ホームページの活用(上記 . 3 . 参照)
パブリックコメントの実施(上記 . 2 . (3) 参照)
外交政策に関する重要文書の公開(上記 . 3 . 参照)
在外公館で実施した政策については、政策評価の一環として評価し、結果を公表する。(下記 . 1 . 参照)
政策決定プロセスにおける政策担当局部と外務報道官組織との連携をより緊密にすることにより、より国民に対して開かれた、透明性の高い政策の策定体制及び正確かつスピーディーな情報発信体制を強化する。【直ちに実施】

【政策担当局部と外務報道官組織の連携強化】

すでに省内各局部に報道・広報戦略担当を指名し、それら局部と外務報道官組織との連携強化を図っている。

2 . 外部意見の政策への反映 【直ちに検討に着手、平成 14 年 12 月末までに結論】

外務省顧問の外交アドバイザーへの改組については、法令の改正も視野に入れ検討する。
主要な外交政策の企画・立案に資するため、民間有識者の意見を求めるシステムにつき、いかなる形が効果的であるか、早急に検討を進める。それまでの間、既存の勉強会などを積極的に活用し、外部意見の政策への反映を行っていく。

【外部意見を政策へ反映させる仕組みの検討】

外務省顧問の改組については、他省庁での慣行も参考にしながら、運営上の改善について引き続き検討していく。上記結論を出す作業の一環として、省内で既に設置されている各種私的懇談会、勉強会の実態を調査した。

3 . 内部通報制度の整備 【平成 14 年 8 月 1 日から実施中】

省内及び在外公館の業務及び運営状況、会計処理状況、職員の服務状態等に関して職員から意見・提案を監察査察官が受け付ける「監察査察意見提案窓口」を設け、運用を開始した。これに寄せられた意見等のうち、問題の認められたものについては調査を行った上で、重要なものについて、次官もしくは大臣に報告する。
受け付けた意見等の保秘には万全を図るとともに、意見等を述べたことをもって不利益になることがないよう配慮する。

【内部通報制度の導入】

平成 14 年 8 月 1 日より運用を実施。
これまでに省員から様々な意見や要望が寄せられており、必要に応じ対応がとられた。
今後とも、より有効な活用方策を模索しつつ、運用を継続する。

XI . 危機管理体制の整備

1 . 本省の危機管理体制の整備

本省の危機管理体制の整備を早急に行う。

【直ちに検討に着手、平成 14 年 12 月末までに結論】

それまでの間、危機管理については総合外交政策局を中心に強化する。具体的には、審議官レベルの者を危機管理官として指名すると共に、危機管理担当の企画官の要求を平成 15 年度予算要求に盛り込む。【平成 14 年 9 月中に危機管理官を発令。危機管理担当企画官は平成 15 年度機構・定員要求に反映】

サイバーテロを含む新たな形態のテロについての危機管理体制を強化する。

【直ちに検討に着手、平成 14 年 12 月末までに結論】

関係国との連携を深め、危機管理外交を一層強化する。この関連で、国際テロ対策担当大使の活用を図る。【直ちに実施】

危機管理の事例について、ケーススタディを充実させ、危機管理事例についての調査報告書の作成について検討する。

【直ちに着手、検討結果を平成 14 年 12 月末までにまとめる】

【危機管理体制の整備・危機管理体制強化のための予算要求】

平成 14 年 9 月 30 日付けで北島官房長を危機管理官に発令し、平成 15 年 1 月 6 日大臣官房総務課内に危機管理調整室を新設し危機管理体制を整備した。

平成 15 年度政府原案にて危機管理外交にかかる経費として約 190 万円を計上。また、在外公館危機管理体制強化費として約 250 万円を計上。

【本省における危機管理官の新設及び第 2 オペレーション・ルームの整備】

平成 16 年 8 月 1 日付で大臣官房に危機管理担当参事官を新たに危機管理官として発令予定。緊急事態が同時並行して発生した場合に備え、第 2 オペレーション・ルームの整備を行った。

【在外公館におけるオペレーション・ルームの整備】

本省においては、緊急対策本部における情報共有に資するため危機管理用ビデオシステムを導入し、また、情報収集・分析・提供に係る IT 化を図るために平成 16 年度政府予算において、危機管理システム導入調査費約 1,260 万円を計上。また、在外公館においては、各公館におけるオペレーション・ルームの整備状況を調査し、その結果を受けて平成 16 年度政府予算において 30 在外公館のオペレーション・ルームを整備するための経費約 1,570 万円を計上。

平成 17 年度予算概算要求において、在外公館長公邸を在外におけるオペレーション・ルームのバックアップ施設として位置づけ、その整備のための経費約 2,900 万円を要求する予定。

【主要国とのテロ協議実施】

主要国との間での大使レベルのテロ協議を実施。(米、豪(2回)、韓国、露(2回)とは実施済み)また、昨年 11 月に日米豪 3 カ国のテロ協議を実施した。国際テロ対策担当大使は、米、英、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、アフガニスタン、インド、パキスタンを訪問し、関係機関とテロ対策等に関し意見交換を行った。

2 . 情報収集・分析能力の向上と政策への反映 【直ちに検討に着手、平成 14 年 12 月末までに結論】

危機の予見能力を向上させアクションにつなげる。また、緊急情報の伝達チャンネルの点検を行う。この関連で、例えば、テロ情報については、大臣官房、総合外交政策局、国際情報局、領事移住部を恒常的メンバーとし、関係地域局を加えた「国際テロ情報収集分析委員会」を省内に立ち上げて定期的に会合を持ち、危機に結びつき得る事態を事前に察知し、取るべき措置を検討する。

【テロに関する情報収集・分析能力の向上・強化】

平成 14 年 9 月 26 日、「国際テロ情報収集分析委員会」(委員長：国際テロ対策担当大使)及び「国際テロ情報センター」を設立。

「国際テロ情報収集分析委員会」では、これまでにイラク情勢を受けての世界的なテロの動向、アル・カーイダ、ジュマ・イスラミーヤ等の地域的な広がり待ち、国境を越えたテロ組織の動向等についての分析を行い、計 7 回の委員会を開催。

テロ頻発の事態に鑑み、平成 14 年 12 月に各在外公館で開催予定の天皇誕生日レセプションについても、テロの不安の高い等場合には、開催を中止し、開催する場合にも厳重な警戒体制を取るよう指示徹底した。

「治安情勢評価委員会」(委員長：官房長)を継続的(4月及び10月の年2回)に開催し、在外公館の直面する物理的脅威を分析・評価している。

3. 在外公館での情報収集能力の向上 【直ちに実施】

在外公館での情報収集能力の向上を図る。そのため、任国政府関係者や外交団、マスコミのみならず、NGO、企業、在留邦人等と幅広く接するよう努め積極的な意見交換を行う。

【情報収集・分析能力の強化】

情報収集・分析を重点的に行うべきイシューや問題意識を在外公館に公電等を通じ伝達することとしている。また、情報源の一層の開拓に努めるよう指導を行っている。更に、情報収集・分析を重点的に行うべき事項等について赴任前の大使・公使、総領事、政務担当参事官・書記官等に機会ある毎にブリーフを実施。

4. 在外公館の警備体制の改善 【直ちに検討に着手、平成 15 年度以降の概算要求に反映】

警備官・警備員の配置拡充については、平成 14 年 7 月 4 日に発表した在外公館の警備体制の改善のための 5 カ年計画の実施を進める。

在外公館における警備・危機管理体制の強化

警備対策官の兼務状況に関する調査結果を踏まえ、各地におけるテロ事件の続発等、警備の必要性が高まる中、脅威度、危険度の高い公館につき領事との兼任を外し、公館の警備に専念できるよう努めていく。

警備対策室についても、実員拡充と警備専門家の配置増に努める考え。また、警察庁より 2 名出向を得ているが、防衛庁よりも 1 名を得る方向で調整の予定。更に、今後とも可能な限り外務省出身の警備専門家を計画的、組織的に育成する考えであり、平成 16 年度は 2 名の要員を育成中である。

5 カ年計画（日本人警備要員を 5 カ年で 100 名増員する等）に基づき警備対策官及び警備専門員を脅威の高い公館より順次増配置した。また、警備員の増員や防弾車の増車等、人的・物的両面から可能な限りの警備強化策を実施していく考え。

平成 16 年度政府予算案において、警備関連予算として 63.7 億円（前年度比 27.2 億円増）が認められた。

XII . 政策構想力の強化

1 . 外交戦略目標の設定及び政策評価

外務大臣を中心として、日本の外交戦略目標を設定する。そのとりまとめを総合外交政策局が担当する。各局課は、その外交戦略目標を踏まえ、各年度の重点外交施策を設定し、概算要求に反映させる。総合外交政策局において年度末にはその実績を評価し、大臣、次官に報告する。

【平成 14 年 12 月末までに方針決定、平成 15 年度より実施】

総合外交政策局内に政策評価を行う組織を設ける。【平成 15 年度機構要求に反映】

在外公館においても各館が果たすべき館務目標を設定するとともに、本省に政策提言を積極的に行う。【直ちに実施】

外部有識者からなる外交政策評価パネルを設置し、外交政策をレビューし、議論の成果を公表する。【直ちに実施】

政策構想力の強化は、外交推進の最重要課題であり、上記の措置の実施状況を見つつ、組織のあり方を含め引き続き検討する。【直ちに着手】

2 . 総合外交政策局の機能強化 【直ちに実施】

総政局を中心に外交政策の方向性を総合的にレビューし、中長期的な外交政策の企画立案を行う機能を強化する。また、個別の具体的重要政策の立案に関与するとともに、主管局による外交方針の策定に際して、場合によっては代案の提示を行うなどの機能を発揮させる。そのため、総合外交政策局への企画官クラスの増員を含め、体制を強化する。

また、総合外交政策局より他局の局議に参加し、各局との連携を強化する。

【平成 17 年度外交戦略目標策定】

平成 17 年度外交戦略目標策定のためのヒアリングを、総合外交政策局総務課、会計課、及び考査・政策評価官室共同で平成 16 年 4 月に行い、7 月に「平成 17 年度重点外交政策」を策定した。

平成 17 年度重点外交政策の柱は次の 4 点；

1. 「国民を守る日本外交」 - 安全保障と邦人安全対策 -
2. 「先頭に立つ日本外交」 - 新たな国際秩序の構築 -
3. 「主張する日本外交」 - 戦略的な情報発信 -
4. 「底力のある日本外交」 - 情報収集、ODA、文化、外交実施体制 -

【考査・政策評価官室の設置等】

平成 15 年 4 月に考査・政策評価官室を大臣官房に設けており、平成 14 年度に引き続き大臣官房総務課と共に「平成 15 年度外務省政策評価書」を作成し、平成 16 年 6 月に公表した。「政策評価書」の外交政策のレビューは総合外交政策局総務課、企画課と協力して実施した。今後、この評価を適切に予算、機構・定員要求に反映していくよう努力する。

政策評価研修「入門編」及び「実践編」を実施した（平成 15 年 9 月、10 月及び 11 月）

外務省の政策評価の客観性を担保するための外務省政策評価アドバイザー・グループを設置（平成 15 年 12 月）し、これまでに 2 回会合を開催するとともに、必要に応じ、メンバーから意見聴取を行っている。

外務省事後評価平成 16 年度実施計画を策定中である。

外務省における政策評価の実施要領を改訂中である（平成 16 年度中）

外務省における政策評価の基本計画を改訂する予定（平成 16 年度中）

【在外公館における業務目標の設定】

在外公館に公電を発出し、平成 14 年度の業務実績を回顧した上で、同年度末までの業務目標を作成するよう指示。各在外公館より順次回答あり。同様の内容を同年度の館内情勢報告を求める在外公館宛ての訓令にも盛り込んだ。

【外交政策評価パネルの設置】

6 回会合を開催し、平成 15 年 9 月 17 日に報告書を大臣に提出した。

改革の方向性：外交戦略策定機能の強化

総合外交政策局を筆頭局として強化し、政策立案・調整の中核組織として機能させていくための再構築については、組織・機構改革の中で以下を実施。

（機能強化のための具体的措置）

1. 新しい方針を設定するような重要政策の立案及び政策の優先順位の変更に当たっては、総合外交政策局長が当初の企画段階から決定段階まで関与。
2. 外交政策の総合調整・戦略策定機能強化のために審議官を増強。
3. 総合外交政策局企画課の行っていた外交政策の企画・立案機能を、外交政策の総括を行う総合外交政策局総務課に移管（＝総合調整機能と企画・立案機能の連携強化）。
4. 総合外交政策局総務課に企画官級スタッフ（「外交政策調整官」）を長とするユニット制を導入。政策調整官は次官以上に諮る重要政策に関与し、総合的観点から調整を実施。

上記 1.（「外交戦略目標の設定及び政策評価」）及び下記 3.（「国際情報局の機能強化」）を通じて総合外交政策局の役割を高める。平成 15 年度政府原案において定員（新規 6 名、見直し解除 2 名）が認められた。総合外交政策局より他局の局議への参加は、実施済み。今後これを拡充し、地域別政策、分野別政策の調整能力を強化するため、総合外交政策局総務課の体制強化につき検討していく。

3. 国際情報局の機能強化 【直ちに実施】

- (1) 国際情報局による情報分析を具体的外交政策の立案に当たり積極的に活用するシステムを構築する。具体的には、総合外交政策局が実施している各国との政策企画協議、安全保障協議などに国際情報局が準備の段階から参画する。また、政策部局（総合外交政策局及び地域局）と国際情報局との連絡・情報の共有を一層進める。
- (2) 地域局の地域調整官に対し、国際情報局との併任を発令する（専門職員の積極的な活用）。
- (3) 国際情報局は国内外有識者との意見交換等を通じて、外部有識者等の知見を一層積極的に活用し、また、国内外有識者との間でネットワークを広げ、情報・分析機能を高めるとともに、有識者に対する発信機能も強化する。

【国際情報局の機能強化】

総合外交政策局が実施している各国との政策企画協議、安全保障協議などに国際情報局が準備段階から参画している。また、政策部局が主催する会議等への国際情報局の参画、及び国際情報局が主催する会議等への政策部局の参画を一層進めている。

7名の地域調整官及び3名の上席専門官が国際情報局に併任発令され、同局の業務に参画している。上記の地域調整官、外部委託調査他各種意見交換会を通じて、外部有識者とのネットワークを広げ、発信にも努めている。教授クラスを含む外部有識者のスタッフとしての活用を強化。

【改革の方向性：国際情報局の機能の抜本的強化】

我が国における唯一の対外情報収集・分析部門としての機能を根本的に強化する。これにより、刻々と変化する国際情勢に迅速かつ柔軟に対応するための情報収集・分析体制を名実ともに整える。具体的には外務省機構改革最終報告に従い、平成16年8月には、国際情報局を局長級分掌職である国際情報統括官の下に、情報収集、安保等機能別事項、アジア地域、中東アフリカ・欧州・米州地域のそれぞれを担当する課長級分掌職を4名置き、これに見合った体制を整える形での再編・強化することとしている。さらに、日本政府が導入した情報収集衛星の活用を始める等情報収集手段の多角化に努めている。

4. 政策情報の一元化 【直ちに着手】

下記XIII.1.の「外務省IT推進3ヶ年計画」の中で外交政策に関する情報を省内で広く共有するための体制作りを進める。

【IT化の推進】

現在、省内LANホームページで共用のデータベースに登録された「各国・地域情勢」、「内外経済データ」、「貿易統計」、「国際約束・経済コミュニケ」等の閲覧が可能。今後、省内LANホームページを活用した統計データなどの情報の閲覧を引き続き可能にするるとともに、使用頻度の高い項目について並べ替えるなど画面レイアウトを変更し、省内LANホームページの改善を通じ、情報共有の促進を図る。平成15年度中に決定した「e-外務省構築基本構想」を、平成16年度も引き続き継続・実施し、ITを活用したより一層の業務改革を推進。情報共有化の主要対象の体系的洗い出しを行い、一層の情報共有及びシステムの拡充を図る。

5. 外部シンクタンクの有効活用 【平成14年12月末までに方針決定、平成15年1月より実施】

国際問題研究所を中心とした外部シンクタンクの一層の活用、外務省と外部研究者との交流、研究の活発化を図る。

【国際問題研究所の役割・あり方についての検討】

平成14年9月、国際情報局審議官を長に、国際問題研究所の役割・あり方を検討する省内チーム「日本国際問題研究所活用検討委員会」を設置し、これまで8回の会合を重ね検討を進め、その結果を同研究所側に申し入れた。外務省とのより一層緊密な連携を実現すべく、平成16年8月より総合外交政策局が主管予定。

改革の方向性：外交シンクタンクの有効活用

日本国際問題研究所の今後の有効活用に関する省内検討委員会での議論の結果、骨子以下のとおりとりまとめ、同研究所に対しては以下に沿って活動を実施するよう申し入れを行った。

- (1) 「外交政策シンクタンク」としての機能・役割強化
 - (イ) 政策提言機能の強化
 - (ロ) 「トラック II」活動の積極的実施
 - (ハ) 知的コミュニティとの一層の交流、知的連携の強化
 - (ニ) 知名度の向上、発信機能の強化
- (2) 経営基盤の改善と強化（財源の多角化、経営合理化によるコスト削減の推進等）

上記方針も踏まえ、同研究所として、研究活動の活性化、研究者等の育成支援、予算・資金面での抜本的改革等をめざす諸改革案を実行中。こうした諸改革を進めていく上で、調査研究対象を絞り込み、重点分野に集中できる体制にするとともに、研究所の知名度を上げるための方策の実現に努めるため、研究所との連携を密にしつつ指導していく。また、その経営基盤強化の一環としての会員拡充については、地方自治体やロータリークラブ等の団体にもアプローチしていくことにつき、研究所に指導していく。

日本国際問題研究所の業務を従来の調査研究から政策提言をはじめとする外交政策シンクタンクとしての活動に重点を移すとの観点から、平成 16 年度の外務省全体の機構改革の実施に合わせて、本省における同研究所の運営も国際情報センター総合外交政策局に移管する。

6. 省内での政策提言の促進【平成 14 年 12 月末までに方針決定、平成 15 年 1 月より実施】

総合外交政策局内に省員からのメール又は書面による政策提言提出の窓口を設ける。提出された意見は、同局による政策立案、代案策定の参考とする。

【省内での政策提言の促進】

平成 15 年 2 月 7 日、監察査察室のメールボックスを参考として、同様のメールボックスを総合外交政策局内に設置し、メール及び書面での提出の受付を開始した（平成 16 年 7 月までに 5 件接到）。

7. 首脳外交体制の強化【直ちに実施】

G8 サミットを含め、首脳外交を支援する体制を一層拡充する。かかる取組の一環として、総合外交政策局の主催の下、首脳外交戦略策定会議を定期的で開催し、G8 サミットを始めとする、二国間、多国間の首脳会談・会合についての戦略を議論し、策定する。

グローバル化の流れが加速し、G8 サミットが果たすべき役割は多岐に亘ってきている。このため、シェルパ（首脳個人代表）は関係省庁等とも広く連携し、日本としての提言とりまとめを行うなど、更に効果的かつ戦略的にその役割を遂行し、総理を補佐する体制を強化する。

【首脳外交体制の強化措置】

総合外交政策局主催にて首脳会談・会合（外相会談・会合）に向けてのプレーストリーミング会合を随時実施した上で、方針を策定している。

首脳個人代表である経済担当外務審議官主催で従来行ってきた関係省庁との定例懇談会（毎週）をサミットの準備のためにもより積極的に活用しているほか、様々な分野・局面において、関係する省庁との連絡・協調関係を緊密化する等して「オール・ジャパン」でのサミット外交の推進に努めている。

8. 外務大臣補佐体制の整備・強化【直ちに検討に着手、平成 14 年 12 月末までに結論】

外部人材の起用及び総合外交政策局を活用した外務大臣補佐体制の整備・強化を図る。

【外務大臣補佐体制】

総合外交政策局幹部らが随時大臣のアドバイザー的役割を果たしてきている。

XIII . 事務の合理化

1 . 外務省の本格的な IT 化の推進

「外務省 IT 推進 3 年計画」を策定し、21 世紀の我が国外交の IT 基盤を強化する。このため、担当課室の一本化、IT 担当官 400 人の養成、IT システムの高度化を外務省の優先政策として実現する。【3 ヶ年計画は平成 14 年 9 月末までに策定。平成 15 年度以降の概算要求に反映】

【IT 化の推進】

平成 15 年度中に決定した「e-外務省構築基本構想」を、平成 16 年度も引き続き継続・実施し、IT を活用したより一層の業務・システム改革を推進。

「行政の情報化」に係る具体的な取組として、「申請・届出等行政手続きのオンライン化」については、「旅券のオンライン申請」、「情報公開に関する開示請求等手続」、「APEC・ビジネス・トラベル・カード関連の申請手続」、「在外公館に対する証明に関する申請手続の電子化」及び「電子入札・開札システム」を平成 15 年度中に実施済み。

改革の方向性：「e-外務省構築基本構想」の推進

「e-外務省構築基本構想」に基づき、平成 16 年度においては、「IT の技術改革をうまく活用する」、「機能強化と効率化の 2 つの業務改革効果を追求する」とともに、さらに「情報化推進委員会の機能の強化」を図る。

以下の取組について、現状及び今後の取り組みについて推進する。

- ・**領事サービスの強化**：（これまでに旅券のオンライン申請の実現、在留届のインターネットでの受付等を実現等、平成 16 年度においては、旅券のオンライン申請が可能となる都道府県の拡大、在外公館に対する証明申請手続きの電子化の充実、在留届の電子届出の対象者の拡大を実施予定）
- ・**内部業務プロセス改革**：（これまでに総合的文書管理システムの操作性の改善を一部実施済み。また、文書管理規定見直しを実施中。平成 16 年度においては、総合的文書管理システムの改造を予定）
- ・**府省共通業務・システム対応**：（人事・給与等共通システムへの対応方法の検討を実施、平成 16 年度においては、同共通システムに加え他官房業務に関連する周辺システムの改造検討等を実施予定）
- ・**情報共有化（組織横断的チーム活動支援）**：（情報共有化の主要対象を体系的に洗い出した上で、最適な手段につき検討する。また、省内 LAN トップページ改善など既に特定された課題に取り組む）
- ・**情報共有化（電子メールシステム機能強化）**：（電子メールシステムの機能強化を継続的に実施）
- ・**情報発信・広聴強化**：（電子入札・開札システムの実現、情報開示請求のオンライン化の実現等、平成 16 年度においては、行政ポータルサイト整備との連携、e-Gov への継続的連携・情報提供を予定）
- ・**情報セキュリティ強化**：（情報セキュリティの抜本強化の枠組み検討等を実施、平成 16 年度においては、情報セキュリティの抜本的強化の枠組み確立・ポリシーの改訂等を予定）
- ・**人材強化・意識改革支援**：（総務省提供のオンライン研修の周知・徹底、平成 16 年度においては、省員の IT スキル強化策の検討、IT 専門家のキャリアパス・研修の検討等を予定）
- ・**情報システム基盤高度化**：（情報システム基盤の枠組み見直し及び枠組み見直し方針の策定等を実施、平成 16 年度においては、各種システム及びネットワーク資源の最適化等を予定）
- ・**システム化推進方法確立**：（予算化フェイズの方法設計等を実施、平成 16 年度においては、システム化の企画・予算化方法の改善の検討及び事後評価プロセスの検討を予定）

今後各プロジェクトをより深く掘り下げた取り組みとして実施すべく、「情報共有化」の取り組み 2 つのプロジェクトに分岐し、また、特に取り組んでいるプロジェクトに限定したことから、「ワークスタイル改革」及び「システム化推進体制の確立」を削除した。

2. その他の合理化策 【直ちに実施】

「変えよう！変わろう！外務省」で提起された事務の合理化提案に関し、その実現につき早急に作業を進める。

現在の業務状況を早急に再検討し、ルーティン化している業務やニーズの低い業務は整理・縮小し、よりプライオリティーの高い業務への人的・物的リソースの再配分を進める。

【大使会議のあり方】

大使会議のあり方の見直しを行い、簡素化、事務の合理化を中心とした新方針の下、2年間（平成14年度及び15年度）実施。平成16年度は、さらにこの結果をレビューし、改善した開催要領にて実施していく。

【要人の外国訪問等】

（IX.1.(3)参照）

【国会質問対等】

国会情報の省内LANへの掲載を実現した。また、省内LANをはじめとする情報通信システム改善を検討するため、「IT化推進検討会合」を設置した。

【文書関係】

各種資料の作成は極力簡潔なものとするため、留意すべき点につき省内に周知徹底している。決裁書の簡潔明瞭な書き方についても、平成16年3月指示を出した。

【会計関係】

平成14年4月より調達一元化に着手し、平成15年7月全局課の調達手続きが会計課に一元化された。物品管理システムの運用が開始され、各局部課室における消耗品調達手続きが簡素化された。

【勤務環境】

遅出制度を導入した。（平成15年7月22日）